

まなざし



令和7年度版
ひとり親家庭サポート
ガイドブック



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

はじめに

このひとり親家庭サポートガイドブックは、ひとり親家庭の方、これからひとり親家庭になることを考えている方に向けて作成したものです。

ひとり親家庭の方は収入も主に一人分であることから、経済的に厳しい状況に置かれることが多く、また、ひとりで子育てと生計を担うことから、生活全般に余裕が持てず、いろいろな困りごとがあっても調べる時間がとれないこともあります。

そこで、ひとり親家庭の方の不安の軽減の一助となるよう、お困りごとに役立つ様々な制度や施設などを一冊にまとめましたので、ぜひご活用ください。

ひとり親家庭とは？

次のいずれかに該当し 20 歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- 未婚の方

「配偶者」… 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

「婚姻」… 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

「遺棄」… 配偶者が子どもと同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

※制度ごとに対象となる家庭が異なる場合があります。
詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

この冊子でわかること

法律の改正等により、制度内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合があります。利用方法や具体的な内容については、それぞれの担当部署までお問い合わせください。

ひとり親家庭になるとき、なったとき

→ P3

手続きや相談で利用するところ

→ P10

お金に関すること

→ P18

仕事に関すること

→ P29

子ども・子育てに関すること

→ P38

日々の生活に関すること

→ P59

相談窓口一覧

→ P64

区役所の問合せ先一覧

→ P66

お役立ちサイト一覧

→ P67

ひとり親家庭になるとき、なったとき

- 1 離婚を考えている方 3
 - (1) 離婚の種類
 - (2) 国際離婚
 - (3) 離婚をするときに確認しておきたいこと
- 離婚によりひとり親になった方の手続き一覧 6
- 2 死別によりひとり親になった方 7
 - 死別によりひとり親になった方の手続き一覧 7
- 3 子の遺棄によりひとり親になった方 8
- 4 未婚の親になった方 8
 - (1) 未婚の親になるときに確認しておきたいこと
- 未婚の親になった方の手続き一覧 9

手続きや相談で利用するところ

- 1 区役所 10
- 2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ 11
 - (1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ
- 3 法的な手続きや支援を行うところ 11
 - (1) 横浜家庭裁判所川崎支部
 - (2) 法テラス川崎
- 4 養育費に関する支援を行うところ 12
 - (1) 養育費・親子交流相談支援センター
 - (2) FPIC 横浜ファミリー相談室
- 5 住まい・生活に関する支援を行うところ 13
 - (1) 母子生活支援施設
 - (2) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター)
 - (3) 川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21) 食品配布のご案内「食料支援グッドごはん」
- 6 子どもに関する支援を行うところ 14
 - (1) 児童相談所
 - (2) 児童家庭支援センター
- 7 就労や就労に向けた支援を行うところ 15
 - (1) ハローワーク
 - (2) キャリアサポートかわさき
 - (3) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)
 - (4) 川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク
 - (5) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター) (再掲)
- 8 人権の侵害に関する支援を行うところ 16
 - (1) 川崎市人権オンブズパーソン
- 9 外国人への支援を行うところ 17
 - (1) 多文化共生総合相談ワンストップセンター (川崎市国際交流センター)
 - (2) かわさき多文化共生プラザ (川崎市役所南庁舎)
 - (3) かながわ外国人すまいサポートセンター
 - (4) 青丘社ふれあい館
- 10 DV 被害に関する支援を行うところ 17
 - (1) 川崎市 DV 相談支援センター

お金に関すること

- 1 ひとり親家庭になったら 19
 - (1) 児童手当
 - (2) 児童扶養手当
 - (3) 遺族基礎年金
 - (4) ひとり親家庭等医療費助成
 - (5) 災害遺児等福祉手当
 - (6) JR 通勤定期券割引制度
 - (7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金
 - (8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金
 - (9) 公正証書等作成費補助金
 - (10) 養育費確保支援事業補助金
 - (11) ひとり親控除・寡婦控除
 - (12) 非課税貯蓄制度
- 2 生活に困ったら 25
 - (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業
 - (2) 国民年金保険料免除制度
 - (3) 国民年金保険料納付猶予制度
 - (4) 国民健康保険料の軽減・減免
 - (5) 生活保護
 - (6) 生活資金貸付事業

仕事に関すること

- 1 就労にかかわる機関 30
 - (1) ハローワーク (再掲)
 - (2) キャリアサポートかわさき (再掲)
 - (3) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション) (再掲)
 - (4) 川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク (再掲)
 - (5) だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター) (再掲)
 - (6) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21) (再掲)
 - (7) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業
- 2 資格取得支援 31
 - (1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - (2) 自立支援教育訓練給付金事業
 - (3) 高等職業訓練促進給付金等事業
 - (4) 高等職業訓練促進資金貸付事業
 - (5) 求職者支援制度
 - (6) 職業能力開発施設

シングルマザーの自立支援 (一社)日本シングルマザー支援協会の取組 36

相談窓口一覧 64

区役所の問合せ先一覧 66

お役立ちサイト一覧 67

子ども・子育てに関すること

1	子育て・保育・居場所	40	(11) 日曜日保育 (再掲)	
	(1) 幼児教育・保育の無償化		(12) 子育て支援サービス (シルバー人材センター) (再掲)	
	(2) 認可保育所等		(13) 子育て短期利用事業 (ショートステイ・デイスティ) (再掲)	
	(3) 川崎認定保育園等保育料補助		3 子どもの就学等に関すること	48
	(4) 幼稚園		(1) 就学援助	
	(5) 幼稚園類似施設利用料等補助金		(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (就学支度資金・修学資金)	
	(6) わくわくプラザ		(3) 川崎市立高等学校等の 「入学選考料」「入学科」等の免除	
	(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業		(4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度	
	(8) こども文化センター		(5) 川崎市高等学校奨学金 (入学支度金)	
	(9) 病児・病後児保育施設		(6) 川崎市高等学校奨学金 (学年資金)	
	(10) 一時保育		(7) 神奈川県高等学校奨学金	
	(11) 地域子育て支援センター事業		(8) 高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金	
	(12) 子育て悠遊ひろば (母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)		(9) 私立高等学校等生徒学費補助金	
	(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (エンゼルパートナー制度)		(10) 神奈川県高校生等奨学給付金	
	(14) ふれあい子育てサポート事業		(11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	
	(15) 日曜日保育		(12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金 (再掲)	
	(16) 子育て支援サービス (シルバー人材センター)		(13) 高等学校等学び直し支援金	
	(17) 子育て短期利用事業 (ショートステイ・デイスティ)		(14) 川崎市大学奨学金	
2	育児の悩みの相談やサポート	46	(15) 高等教育の修学支援新制度	
	(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ (再掲)		(16) 日本学生支援機構奨学金	
	(2) 地域子育て支援センター事業 (再掲)		(17) 国の教育ローン	
	(3) 子育て悠遊ひろば (母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業) (再掲)		(18) あしなが奨学金	
	(4) 児童相談所 (再掲)		(19) 交通遺児育英会奨学金	
	(5) 児童家庭支援センター (再掲)		(20) 生活福祉資金 (教育支援資金)	
	(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業		(21) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	
	(7) 産後ケア事業		(22) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (修業資金等 奨学金等一覧	56
	(8) 栄養食品支給		4 学習サポート・生活習慣習得支援	58
	(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (エンゼルパートナー制度) (再掲)		(1) ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業	
	(10) ふれあい子育てサポート事業 (再掲)			

日々の生活に関すること

1	住まいのこと	60	3	生活支援講座に関すること	63
	(1) 相談窓口			(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業 (生活支援講習会)	
	(2) 公営住宅				
	(3) 母子緊急一時保護事業		4	シングルマザーの仲間づくり	63
	(4) 母子生活支援施設 (再掲)			(1) つくし会 (一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)	
	(5) 居住支援制度			(2) シングルマザーのための「ひまわりフェスタ」 (相談会&交流会)	
	(6) 住居確保給付金			(川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21))	
	(7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (再掲)				
2	家事に関すること	62			
	(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (エンゼルパートナー制度) (再掲)				
	(2) 家事援助サービス (シルバー人材センター)				

ひとり親家庭になるとき、なったとき

1 離婚を考えている方

川崎市ホームページ「離婚について考えている方・悩んでいる方へ」も参考にしてください。関連するセミナー等の情報を掲載しています。

(1) 離婚の種類

ア：協議離婚

夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の区役所区民課に提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません (子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決めることが必要です)。また、手続は簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。

イ：調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは複数回に及ぶことがあります。調停調書には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子との親子交流 (面会交流) について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。

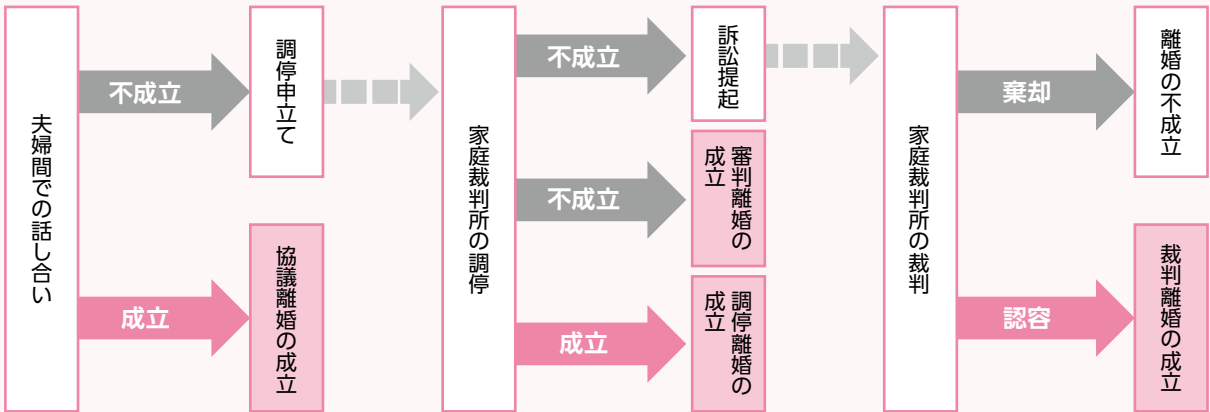
ウ：審判離婚

調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所が、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることがあり、これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

エ：裁判離婚

調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

離婚の手続きの流れ



離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。(離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。)

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を提出するという方法があります。

【申請】 原則として届出人の本籍がある市区町村の役所(どこの役所でも提出は可能です。)

【問合せ】 各区区民課

(2) 国際離婚

日本人と外国籍の配偶者が離婚することをいいます。

ア：日本で離婚する場合

日本国内に住んでいる日本人が日本で離婚する場合、外国籍の配偶者が日本にいる場合でも国外にいる場合でも、日本の法律により離婚が成立します。

※日本で離婚が成立しても、相手の国にも届出をしないと、その国では婚姻が続いていることになります。相手の国の在日公館(大使館等)に問い合わせるなどその国の離婚の手続きについて必ず確認しましょう。

イ：外国で離婚する場合

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることになります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

(3) 離婚をするときに確認しておきたいこと

離婚をするに伴い、事前に決めておくことがあります。離婚によりひとり親になった方の手続き一覧(P6)を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

2024 年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、2026 年5月までに施行されます。

- 父母がこどもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化されました。
- 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。
- 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。
- 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

【HP】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



ア：親権

民法に定められた未成年の子どもに対する親の権利と義務です。日本は単独親権であるため、未成年の子の親権者を父母のどちらかに決める必要があります。親権者となった親は、子どもを監護・養育し、居所を定める必要があります。

イ：子どもの戸籍

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、区役所に届出をする必要があります。

ウ：養育費

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。

親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する重要な義務です。

(ア) 取り決めの時期

なるべく離婚時に決めましょう。

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。

一般的な支払期間は、子どもが経済的・社会的に自立するまでです。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにもとても重要です。離婚時にきちんと取り決めましょう。

(イ) 取り決めの方法

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと(できれば公正証書)が大切になります。

- ① 話し合いで決める。
 - ① - 1 協議書を作成する。
 - ① - 2 公正証書を作成する。
- ② ADR(裁判外紛争解決手続)による調停で決める。
- ③ 家庭裁判所の調停や審判などで決める。
- ④ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。
- ⑤ 離婚後に養育費を請求する。

川崎市では、養育費の取り決めをした場合に要した費用や、未払いになった場合の強制執行等に要する費用を補助しています。

P24(9)(10)も参考にしてください。

知っていますか？ ADR(裁判外紛争解決手続き)

ADRとは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続のことです。「(元)夫婦だけでは話し合えない、でも弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではない」というときに検討してください。土日に利用できる、オンラインで話し合える、比較的短期間で合意できるなどのメリットがあります。

川崎市では、養育費の取り決めのために認証 ADR 事業者による ADR を利用した場合の手数料も補助金の対象となります。(P24(9) 参照ください。)

認証 ADR 事業者は法務省の「かいけつサポート」から探すことができます。

【HP】 <https://www.adr.go.jp/>



エ：親子交流(面会交流) 子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流をもつことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談してみてください。

相談窓口一覧 (P64) の法律関係部分にて親子交流（面会交流）についての相談先をご案内しています。

オ：財産分与 離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

力：慰謝料 婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

【法律関係の相談窓口】 相談窓口一覧 (P64) の法律関係部分をご覧ください。

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

区役所で ※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
離婚の届出	裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から 10 日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第 3 係
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から 3 か月以内の届出が必要です。	
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合	区民課住民記録第 1 係
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合	
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、 区民課住民記録第 1 係
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	住所・世帯主に変更がある場合 氏に変更がある場合	区民課住民記録第 1 係 区民課住民記録第 3 係
子の戸籍の変更	離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。①、②の順で手続きをする必要があります。 子の氏の変更許可申立 入籍届	①家庭裁判所 ②区民課住民記録第 3 係
児童手当の届出	記載 P19 受給者を変更する場合	区民課住民記録第 2 係
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	
児童扶養手当の申請	記載 P19 要件がありますので、詳しくは P19 をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課
ひとり親家庭等医療費助成の申請	記載 P22 要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
年金の届出	第 3 号被保険者だった場合、第 1 号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金担当
障害者手帳（身体障害・知的障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係
障害者手帳（精神障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療（精神通院）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療（更生医療）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療（育成医療）の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出		
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）
厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から 2 年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	(株) 日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金（電気・ガス・水道・電話）の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。

2 死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め 7 日以内に死亡届を提出し、死別によりひとり親になった方の手続き一覧を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

死別によりひとり親になった方の手続き一覧

区役所で ※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
死亡の届出	死亡の事実を知った日から 7 日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第 3 係
世帯主変更の申請	3 人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民記録第 1 係
国民健康保険の加入	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合	保険年金課国民健康保険担当 ※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第 1 係
国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更	世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第 1 係
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国民健康保険担当
年金の届出	国民年金第 1 号被保険者のみの場合 厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	保険年金課国民年金担当 川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
児童手当の届出	記載 P19 受給者を変更する場合	区民課住民記録第 2 係
災害遺児等福祉手当の届出	記載 P23 要件がありますので、詳しくは P23 をご覧ください。	
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合	
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
児童扶養手当の申請	記載 P19 要件がありますので、詳しくは P19 をご覧ください。	
ひとり親家庭等医療費助成の申請	記載 P22 要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。	
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
重度障害者医療費助成の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
障害者手帳（身体障害・知的障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	
障害者手帳（精神障害）の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係
自立支援医療（精神通院）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療（更生医療）の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	
自立支援医療（育成医療）の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター 高齢・障害課障害者支援係・精神保健係
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	



その他

死別によりひとり親になった方の手続き一覧

手続き	内容	窓口
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合
遺族基礎年金の届出		保険年金課国民年金担当
遺族厚生年金の届出		川崎年金事務所（川崎・幸区） 高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区）
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求		亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署
保険金の請求		生命保険会社等
医療費控除の還付 死亡者の所得税の確定申告 相続税の申告		川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区）
相続した預貯金の支払い請求 預貯金の名義変更		各金融機関
自動車運転免許証の変更		住所地の警察署
郵便物の取扱い変更		（株）日本郵便お客様サービス相談センター
公共料金 （電気・ガス・水道・電話）の変更 パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問い合わせください。
不動産の登記の変更		神奈川県パスポートセンター
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局 各種ご契約されているところへお問い合わせください。

3 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

4 未婚の親になった方

（1）未婚の親になるときに確認しておきたいこと

ア：出生届の提出

子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。また、生まれた子どものマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、概ね1か月前後で簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。

イ：子の認知

結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

（ア）認知の種類

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。



- 胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知
- 任意認知…子どもの父が自発的に行う認知
- 強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。父の死亡後3年以内の訴えも可能。
- 遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

ウ：養育費

P5 参照

エ：親子交流(面会交流)

P6 参照

未婚の親になった方の手続き一覧

区役所で

※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

手続き	内容	窓口
妊娠の届出 母子健康手帳の交付 出生の届出	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。 出生した日を含めて14日以内に提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課 区民課住民記録第3係
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民記録第1係
国民健康保険 出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国民健康保険担当
児童手当の申請	要件がありますので、P19をご覧ください。	区民課住民記録第2係
児童扶養手当の申請	要件がありますので、P19をご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、P22をご覧ください。	保険年金課後期・介護・医療費助成担当
小児医療費助成の届出	要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税：川崎南税務署（川崎・幸区） 川崎北税務署（中原・高津・宮前区） 川崎西税務署（多摩・麻生区） 住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区） こすぎ市税分室（中原区） みぞのくち市税事務所（高津・宮前区） しんゆり市税事務所（多摩・麻生区）

無戸籍でお困りの方へ

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元にないなど、さまざまな理由で出生届が提出できないことにより、無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局に御相談ください。詳しくは、法務省ホームページを御覧ください。

【HP】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html
【問合せ】 044-244-4166



知っていますか？ステップファミリー

近年、結婚する人の約4分の1が再婚というデータがあります。その中には子どもを連れて再婚する家庭が含まれていて、再婚等によって血縁関係のない親子関係が生まれた家族のことを「ステップファミリー」と呼ぶことがあります。「ステップファミリー」は、それまでの生活習慣等の違いからストレスを抱えたり、対人関係が複雑になりやすかったりするものの、初婚家族と同じ家族関係を期待されるなど、その複雑さが理解されにくい点がたくさんあります。急がず焦らず、十分に話し合いながら少しずつ解決していきましょう。

手続きや相談で利用するところ

● 関係機関一覧

※…備考欄参照

機関名	生活 支援 ※	子育て 支援 ※	就業 支援 ※	対象家庭			子の年齢			所得制限		備考
				母子	父子	寡婦	不問	20 歳 未満	18 歳 未満	あり	なし	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載 P11	●	●	●	●	●	●				●	
横浜家庭裁判所川崎支部	記載 P11	*		●	●	●	●				●	家事事件申立、家事手続案内等
法テラス川崎	記載 P12	●		●	●	●	●			●		
養育費・親子交流相談支援センター	記載 P12	●		●	●	●	●				●	
FPIC 横浜ファミリー相談室	記載 P12	●		●	●	●	●				●	
母子生活支援施設	記載 P13	●	●	●					●		●	
だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載 P13	●		●	●	●	●				●	
川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	記載 P13	●	●	●	●	●	●				●	
児童相談所	記載 P14	●	●	●	●	●			●		●	
児童家庭支援センター	記載 P14	●	●	●	●	●			●		●	
ハローワーク	記載 P15		●	●	●	●	●				●	
キャリアサポートかわさき	記載 P15		●	●	●	●	●				●	
コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)	記載 P16		●	●	●	●	*	*	*		●	15 歳～ 49 歳
川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク	記載 P16		●	●	●	●	●				●	
多文化共生総合相談ワンストップセンター (川崎市国際交流センター)	記載 P17	●		●	●	●	●				●	外国人相談窓口
かわさき多文化共生プラザ (川崎市役所南庁舎)	記載 P17	●		●	●	●	●				●	外国人相談窓口
かながわ外国人すまいサポートセンター	記載 P17	●		●	●	●	●				●	外国人相談窓口
川崎市 DV 相談支援センター	記載 P17	●		●	●	●	●				●	

※具体的な内容の詳細については、各機関にお問い合わせください。

● 関係機関案内

1 区役所

(1) 区民課

- 出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など戸籍に関すること
- 住所変更、住民票に関すること
- 児童手当、市立小中学校への就学に関すること など

(2) 児童家庭課

- 認可保育所の入所に関すること
- 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関すること など

(3) 保険年金課

- 国民健康保険、重度障害者医療費助成、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、国民年金、後期高齢者医療、介護保険料に関すること など

(4) 保護課

- 生活保護に関すること

(5) 地域支援課

- 子ども・子育て相談、健康相談、健康診査、予防接種に関すること など

2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業に係る相談や、パソコン講座等の様々なセミナーのほか、給付金等を活用した資格取得についてもご相談いただけます。

種別	相談内容	相談時間
生活相談	育児や家事、精神面・健康面の健康管理等生活一般についての相談	9:30 ～ 16:00 (水・金は 20:00 まで)
就業相談	資格取得の情報提供や再就職・転職までのプラン作り、就職についての相談	
弁護士による法律相談	離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等法律に関する相談 (離婚前の方の相談可)	毎月第 2 金曜 17:00 ～ 20:00、毎月第 4 金曜 (11 月は除く) 【偶数月】 10:00 ～ 11:30 【奇数月】 13:30 ～ 15:00 (1 人 25 分。2 週間前の 9:00 から電話予約)
1 級ファイナンシャルプランナーによる生活・家計相談	家計の見直し、教育資金の準備、老後の生活設計など暮らしとお金の相談 (離婚前の方も相談可)	9 月 20 日 (土)、3 月 21 日 (土) 13:30 ～ 15:00 の間で 1 人 30 分 (2 週間前の 9:00 から電話予約)

パソコンに関する講座・資格取得支援講座や生活支援セミナー等も開催しています。(テキスト代等を除き無料)

詳しくはホームページをご覧ください。

【開所時間】	9:00 ～ 17:00 (水・金 9:00 ～ 21:00)	【アクセス】	JR 南武線・東急東横線 武蔵小杉駅 徒歩 10 分
【休所日】	月曜日、第 2・4 日曜日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)、月曜日が祝日の場合の翌日	【問合せ】	044-733-1166
【所在地】	中原区今井上町 1-34 和田ビル 2 階	【HP】	https://kawasaki-boshicenter.com



3 法的な手続きや支援を行うところ

相談窓口一覧 (P64) の法律関係の部分も併せてご覧ください。

(1) 横浜家庭裁判所川崎支部

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。家庭裁判所では、どこの裁判所にどのような申立てができるのかを案内する家事手続案内も実施しています。

家庭裁判所で行う主な手続き	【申立ての際の費用】
① 調停…離婚、親権者の指定・変更、養育費の請求、財産分与、親子交流(面会交流) など	所定の手数料 (調停又は審判は 1 件 800 円又は 1,200 円分の収入印紙※) と連絡用の切手代
② 審判…子の氏の変更許可など	※訴訟の手数料は、訴える内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。
③ 訴訟…離婚など	
④ 履行勧告…家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行するように勧告すること (強制力はありません。)	
	【受付時間】 9:30 ～ 11:30、13:00 ～ 16:00
	【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
	【所在地】 川崎区富士見 1-1-3
	【アクセス】 京急線 京急川崎駅 徒歩 10 分、JR 川崎駅からバス 「カルッツかわさき・富士見公園」下車徒歩 1 分
	【問合せ】 044-222-1316

（２）法テラス川崎

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お困りごとに応じて、問題を解決するための法律制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談をご案内します。

【開所時間】 9:00 ～ 17:00
【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
【所在地】 川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階
【アクセス】 JR 川崎駅 徒歩 1 分、京急線 京急川崎駅 徒歩 2 分
【問合せ】 0570-078309
(IP 電話をご利用の場合は 050-3383-5366)

民事法律扶助制度について 経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士、司法書士費用の立替えをする制度です。

【利用条件】

- ①収入等が一定額以下であること
- ②勝訴の見込みがないとはいえないこと
和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものなども含みます。
- ③民事法律扶助の趣旨に適すること
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

川崎市にお住まいの方の場合		
	手取月収額の基準	資産合計額の基準 (現金、預貯金との合計額)
単身	20 万 200 円以下	180 万円以下
2 人家族	27 万 6,100 円以下	250 万円以下
3 人家族	29 万 9,200 円以下	270 万円以下
4 人家族	32 万 8,900 円以下	300 万円以下

【無料法律相談実施内容】 1 回 30 分で同一問題につき 3 回まで

【実施場所】 法テラス又は法テラスと契約している弁護士、司法書士の事務所

民事法律扶助におけるひとり親支援制度について 令和 6 年 4 月 1 日から、ひとり親世帯への支援が拡充されました。

- ①未払養育費等の支払を受けた場合における立替金（弁護士費用等）の返済
支払を受けた養育費等が一定額以下の場合は、一括返済不要（毎月分割払い可）
- ②将来における月々の養育費に関する成功報酬の支払い
一定額までは法テラスによる立替えとし、法テラスへ毎月分割払い（受任者への直接支払不要）
- ③償還免除対象への追加
義務教育対象年齢までの子と同居し、扶養しているひとり親を追加（収入・資産が一定額以下の方が対象）

詳しくは、ホームページをご覧ください。

【HP】 <https://www.houterasu.or.jp/soshiki/15/hitorioyashien.html>



4 養育費に関する支援を行うところ

（１）養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流(面会交流)に関する相談に応じています。

【メール相談】 info@youikuhi.or.jp
(相談員が、数日中に回答を送信します。)

※回答は PC から送信しますので、迷惑メール拒否設定をされている方は受信可能な設定にしてください。

【電話相談】 03-3980-4108
(ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)

0120-965-419 (フリーダイヤル)
(携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。)

【時間】 平日(水を除く) 10:00 ～ 20:00、
水(祝日を除く) 12:00 ～ 22:00、
土・祝日 10:00 ～ 18:00

（２）FPIC 横浜ファミリー相談室

家族(夫婦、親子)関係の相談、親子交流(面会交流)の支援をしています。相談は電話による予約が必要です。なお、電話相談は受付していません。

【相談料】 面接相談の料金は、1 時間当たり 6,600 円です。
相談時間は 1 時間 30 分まで。料金は 8,800 円です。

【開所時間】 10:00 ～ 16:30
【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
【所在地】 横浜市中区吉浜町 1-9 エトアール吉浜 405 号
【アクセス】 JR 根岸線 石川町駅 徒歩 3 分
【問合せ】 045-226-3656

5 住まい・生活に関する支援を行うところ

（１）母子生活支援施設

18 歳未満の子どもとその母等を保護し、入所により、自立の促進のための生活支援や子どもの健全育成のための活動等を行う施設です。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係

（２）だい JOB センター（川崎市生活自立・仕事相談センター）

失業等で生活にお困りの方の支援を行う相談窓口です。「仕事がなかなか見つからない」、「家賃が払えない」、「生活費に困っている」、「家計のやりくりがうまくできない」、「こころの病気について相談したい」など、就職のことや経済的なこと、生活のこと、こころのことなど、専門の相談員が寄り添いながら総合的にサポートします。

【利用できる方】 市内在住の失業等で生活にお困りの方、生活保護を受けていない方

【開所時間】 10:00 ～ 18:00
【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
【所在地】 川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 5 階
【アクセス】 JR 川崎駅 徒歩 2 分、
京急線 京急川崎駅 徒歩 1 分
【問合せ】 044-245-5120
【HP】 <https://daijobkawasaki.jp/>



（３）川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21）

法律講座、女性のための就業支援セミナー、働き方・しごと相談、こころと体の健康セミナー、パソコン講座、一時保育、父親向け講座、シングルマザーフェスタでの相談会、情報提供、日用品の配布、交流会など、各種事業を実施しています。

【開所時間】 8:30 ～ 21:30
【休所日】 毎月第 3 火、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
【所在地】 高津区溝口 2-20-1
【アクセス】 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅、
東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 10 分
【問合せ】 044-813-0808
【HP】 <https://www.scrum21.or.jp/>



シングルファーザー事例集

『みんなどうしてる？ 川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました』
配布中
すくらむ 21HP でも全ページ掲載中



ひとり親家庭の皆さまへの食品配付のご案内

認定 NPO 法人グッドネーバーズ・ジャパンは、ひとり親家庭への月 1 回の食品配付を行っております。食品受け取りをご希望の方は、HP よりお申込みが出来ます。

【対象】 ひとり親家庭の方 ※ひとり親家庭等医療費助成制度医療証をお持ちの方
【内容】 お米や麺類などの主食、レトルト食品、インスタント食品、お菓子など
【日時・会場】 HP でご確認ください。(市内会場：川崎区、中原区)
【申込み方法】 ホームページで利用登録後、専用フォームより申し込み ※利用登録時に食品支援の詳細もご確認ください。
【問合せ】 認定 NPO 法人グッドネーバーズ・ジャパン
E-mail : gohan@gnjp.org
Tel : 03-6423-1768 平日 10:00 ～ 17:00 音声ガイダンス「食品支援グッドごはん」まで



6 子どもに関する支援を行うところ

(1) 児童相談所

子ども(18歳未満)たちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。

子どもに関して気になることをご相談いただき、専門の職員(児童福祉司、児童心理司、医師など)がご家族と一緒に問題解決にあたります。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】しつけ、家庭教育、障害、落ち着きがないなどの気になる性格・行動、非行、不登校など

【開所時間】8:30～17:00

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
南部児童相談所	川崎・幸・中原区	幸区鹿島田 1-21-9	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩 5 分	044-542-1234
中部児童相談所	高津・宮前区	高津区久本 1-4-1	JR 南武線 武蔵溝ノ口駅 徒歩 5 分	044-877-8111
北部児童相談所	多摩・麻生区	多摩区生田 7-16-2	小田急線 生田駅 徒歩 5 分	044-931-4300

かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもに関わる相談を専門の相談員が無料でお受けします。保護者の方はもちろん、子どものみなさんからの相談もお待ちしています。

※相談の秘密は必ず守ります。

【対象】 神奈川県内にお住いの子ども、保護者の方

【受付日】 月曜日から土曜日(年末年始を除く)

【時間】 9:00～21:00

【友だち追加】 LINE アプリのホーム画面の検索で、ID「@kana_kodomo110」で検索して追加。
※「友だち検索」機能ではありません。



公式 LINE アカウント

(2) 児童家庭支援センター

子ども(18歳未満)と家庭のための地域の相談機関です。

子育てや家庭の悩みを一緒に考えながら、専門のスタッフ(臨床心理士、社会福祉士、保育士等)が、問題解決のお手伝いをします。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】子育てに自信がもてない、子どもの発達が気になる、不登校など

【開所時間】9:00～17:00
(しゃんぐりら、まぎぬ及びはくさん 9:00～18:00)

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
あいせん 児童家庭支援センター	川崎区	川崎区浜町 2-22-16	バス浜町 3 丁目 下車徒歩 3 分	044-201-4772
しゃんぐりら こども家庭支援センター	川崎・幸・中原区	幸区東小倉 6-1	JR 南武線 鹿島田駅 徒歩 5 分 JR 横須賀線 新川崎駅 徒歩 10 分	044-520-3608
SNG 児童家庭支援センター	幸・中原区	中原区木月伊勢町 3-3	東急東横線 元住吉駅 徒歩 7 分	044-711-8484
まぎぬ 児童家庭支援センター	高津・宮前区	宮前区馬絹 1-24-5	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩 7 分	044-863-7855
かわさきさくら 児童家庭支援センター	高津・宮前・多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤 1-10-5	JR 南武線 稲田堤駅 徒歩 2 分	044-944-3981
はくさん 児童家庭支援センター	多摩・麻生区	麻生区白山 1-1-5	バス白山北緑地前 下車徒歩 1 分	044-712-4073

7 就労や就労に向けた支援を行うところ

(1) ハローワーク

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん、失業等給付金の支給等を行っています。

【内容】 ①職業紹介・職業相談 ③職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給
②雇用保険関連業務(失業等給付金、教育訓練給付金の支給業務) ④専門援助を必要とする求職者(学卒、障害者等)に対する職業紹介・職業相談

マザーズコーナー

子育て中の方に対する就業支援サービスの提供をしています。

- 担当者制・予約制による一人ひとりの状況に応じた就職活動のサポート
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供
- 子育て支援に関する情報の提供
- おもちゃのあるキッズコーナーやチャイルドシートをおけるゆったりとした相談スペース
- 就職に役立つセミナーの開催

ア：ハローワーク川崎

マザーズコーナー併設

所轄地域：川崎市・幸区

【開庁時間】 月～金 8:30～17:15

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 川崎区南町 17-2

【アクセス】 JR 川崎駅 徒歩 8 分

【問合せ】 044-244-8609

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。来庁の際はホームページをご確認ください。

イ：ハローワーク川崎北

マザーズコーナー併設

所轄地域：川崎市・幸区以外

【開庁時間】 月～金 8:30～17:15

【休庁日】 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4 階

【アクセス】 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅、東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 8 分

【問合せ】 044-777-8609

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。来庁の際はホームページをご確認ください。

ウ：ハローワークプラザ新百合ヶ丘

ハローワークの付属施設で、職業相談・職業紹介のみ行っています。

【開庁時間】 月～金 9:30～18:00

【休庁日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】 麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 1 階

【アクセス】 小田急線 新百合ヶ丘駅 徒歩 2 分

【問合せ】 044-969-8615

※開庁時間・休庁日は変更になる場合があります。来庁の際はホームページをご確認ください。

エ：福祉から就労・自立サポート窓口

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、住居確保給付金受給者等に対して、ハローワークから派遣された就職支援ナビゲーターが、担当者制により、個々人ごとにきめ細かい職業紹介・職業相談(予約制)をしています。

地区	設置場所	地区	設置場所
川崎区	川崎区役所内 6 階	宮前区	宮前区役所内 2 階
幸区	幸区役所内 2 階	多摩区	多摩区役所内 7 階

【開所時間】 8:45～17:15(12:00～13:00を除く)

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

(2) キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口として、求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた求人情報を探し、紹介する就業マッチングを行っています。託児サービス付きの女性就職相談、ご自宅等からのオンライン相談、就職活動で役立つセミナーなど多数の支援プログラムを用意しています。

また、市内中小企業等との交流会を開催する等、正社員を基本とした就職の支援を行っています。

【利用できる方】求職者等	【出張相談】川崎区役所・麻生区役所 月、木 10:00 ～ 17:00
【相談時間】 月～土 10:00 ～ 17:00 (火は 10:00 ～ 20:00) ※託児サービス付き女性就職相談 火 9:30 ～ 16:00	【開所時間】9:00 ～ 17:00 (火は 9:00 ～ 20:00) 【休所日】 日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3) 【所在地】 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 5 階

（３）コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）

働くことに不安を抱える若者とその家族を対象に、個別相談、臨床心理士による心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、就労へ一歩踏み出すための各種セミナー、家族を対象にしたセミナー、パソコン講座などを実施しています。

【利用できる方】15 歳から 49 歳まで	【アクセス】 JR 南武線 武蔵溝ノ口駅、 東急田園都市線 溝の口駅 徒歩 5 分
【開所時間】 月～土 9:00 ～ 17:00	
【休所日】 日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)	【問合せ】 044-850-2517 (月～土 10:00 ～ 17:00)
【所在地】 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階	

（４）川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク

様々な福祉の仕事の無料職業紹介事業、就職相談を行っています。

【利用できる方】 福祉関係の仕事を探している方	【所在地】 中原区上小田中 6-22-5
【開所時間】 8:30 ～ 17:00 〈相談・登録受付時間〉9:00 ～ 11:45 13:00 ～ 16:30	【アクセス】 JR 南武線 武蔵中原駅 徒歩 1 分
【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3) 及び 就職相談会開催日	【問合せ】 044-739-8726

（５）だい JOB センター（川崎市生活自立・仕事相談センター）

（再掲）P13 参照

8 人権の侵害に関する支援を行うところ

（１）川崎市人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害の相談や救済の申立てを受ける川崎市の機関です。

本人だけでなく、家族や友達なども相談できます。匿名での相談も可能です。

【相談受付日時】 月・水・金 13:00 ～ 19:00	【休所日】 祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)
土 9:00 ～ 15:00	

子ども

いじめや虐待、学校での友達関係の悩みなど、詳しくお話を聴き、問題解決に向けて助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときには、お子様の思いに寄り添いながら、第三者としての立場で関係者や関係機関と調整などを行い、問題解決を目指します。

【子どもあんしんダイヤル】 0120-813-887（子ども専用・無料）

【大人の方用】 044-200-1460

男女平等

DV やセクハラ、性差別などの相談・救済を行っています。

【男女平等の相談】 044-200-1461

9 外国人への支援を行うところ

以下の場所で、多言語による日常生活の困りごとの相談ができます。

（１）多文化共生総合相談ワンストップセンター（川崎市国際交流センター）

相談言語	時間	所在地
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語	9:00 ～ 17:00 (日曜日、年末年始、施設点検日を除く)	中原区木月祇園町 2-2 東 急 東 横 線 元 住 吉 駅 徒歩約 10 分 【相談専門ダイヤル】 044-455-8811



（２）かわさき多文化共生プラザ（川崎市役所 南 庁舎）

相談言語	相談日	時間	所在地
英語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語	月・火・水・木・金	9:00 ～ 17:00 ※窓口は 8:30 ～ 17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	川崎区東田町 5- 4 川崎市役所 南 庁 舎 2 階 JR 川崎駅 徒歩約 10 分 京 急 川 崎 駅 徒歩約 7 分 【問合せ】 044-200-1520



（３）かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人のすまいや生活について、多言語（英語や中国語、やさしい日本語など 9 言語）で相談できます。曜日によって対応言語が変わりますので、電話で問い合わせてください。

【受付時間】 10:00 ～ 17:00	【アクセス】 JR 根岸線 関内駅 徒歩 5 分、 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 徒歩 3 分
【休所日】 土日、祝日、年末年始	
【所在地】 横浜市中区常盤町 1-7 横浜 YMCA2 階	【問合せ】 045-228-1752
	【HP】 https://sumasen.com/



（４）青丘社ふれあい館

外国につながる方々のさまざまな手続きのお手伝いをしています。

その他、イベントや講座の実施など、最新情報をお知りになりたい方はぜひ LINE 公式アカウントの友だち追加をしてください。



10 DV 被害に関する支援を行うところ

（１）川崎市 DV 相談支援センター（電話相談）

配偶者等からの暴力（DV / ドメスティック・バイオレンス）の被害に関する相談、緊急時の安全を確保するための相談、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介などを行っています。性別を問わず、相談を受け付けています。

【受付日時】 月～金 9:30 ～ 16:30 (祝日、年末年始を除く)	【問合せ】 044-200-0845
--------------------------------------	--------------------

お金に関すること

1 ひとり親家庭になったら			
手当・助成		免除等	
児童手当	P19	JR 通勤定期券割引制度	P23
児童扶養手当	P19	ひとり親控除・寡婦控除	P24
遺族基礎年金	P21	非課税貯蓄制度	P25
ひとり親家庭等医療費助成	P22		
災害遺児等福祉手当	P23		
ひとり親家庭等通勤交通費助成金	P23		
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24		
公正証書等作成費補助金	P24		
養育費確保支援事業補助金	P24		

2 生活に困ったら			
生活費等が足りない			
貸付		免除等	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P25	国民年金保険料免除制度	P26
生活資金貸付事業	P28	国民年金保険料納付猶予制度	P27
		国民健康保険料の軽減・減免	P27
手当・助成制度とは異なり、やむを得ず一時的にまとまった金額が必要となる方等が利用できる貸付制度です。		支払いや納付などに関する負担を軽減する又は免除する制度です。	
手当・助成			
生活保護	P28		

<u>お子さんの学校生活の費用</u>	<u>住まいのこと</u>
子ども・子育てに関すること (P38 ～) をご覧ください。	日々の生活に関すること (P59 ～) をご覧ください。

ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

		給付、補助・減免		貸付		免除・減免				
お 金 に 関 す る こ と	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等				
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳				20 歳未満	20 歳以上			
	給 児童扶養手当（ひとり親家庭向け） P19					給 通学定期代 P24				
	給 児童手当（高校生年代までの子がいる家庭向け） P19									
	免 医療費 P22					給 授業料 P50				
	給 養育費の取り決めに係る費用や支払いの確保のための費用 P24									
	貸 生活資金や引っ越し資金 P25									
						貸 学費 P48	免 給 入学金・授業料 P53			

※教育費に関することは P48 ～ 57 をご覧ください。

1 ひとり親家庭になったら

（1）児童手当

高校生年代まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子どもを養育している方に支給します。受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請月の翌月分からです。なお、離婚などにより受給者が変更になる時も改めて申請が必要です。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

公務員の方（独立行政法人等を除く）は勤務先からの支給になりますので勤務先にお問い合わせください。

【支給月】	年 6 回（4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月）
【申請・問合せ】	各区区民課住民記録第 2 係

児童手当月額		
	3 歳未満	3 歳～高校生年代
第 1 子・第 2 子	1 万 5 千円	1 万円
第 3 子以降	3 万円	

※「第 3 子以降」とは、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの養育している子のうち、3 番目以降のお子さんのことをいいます。

（2）児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方又は 20 歳未満で一定の障害の状態にある方）を監護している父母又は父母に代わって子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

【支給月】	年 6 回（5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月）
【申請・問合せ】	各区地域みまもり支援センター児童家庭課

手当額	
子ども 1 人のとき	月額 46,690 円（所得額に応じて 46,680 円～ 11,010 円）
子ども 2 人以上のとき	児童 1 人増すごとに児童 1 人のときの月額に 11,030 円（所得額に応じて 11,020 円～ 5,520 円）を加算
※（ ）は手当の一部を受給できる方の手当額	

利用できる方	
①父母が婚姻を解消した子ども	⑤父又は母から 1 年以上遺棄されている子ども
②父又は母が死亡した子ども	⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども	⑦父又は母が 1 年以上拘禁されている子ども
④父又は母の生死が明らかでない子ども	⑧母が婚姻しないで生まれた子ども
	⑨父・母ともに不明である子ども（孤児など）



所得制限

請求者及び扶養義務者等の前年(1～9月までの請求は前々年)の所得が所得限度額以上ある場合、その年度は、児童扶養手当の一部又は全額が支給停止となります。

①所得額は次の計算式により計算します。

所得額

=

就労等による所得 + 養育費の80%

－

諸控除

養育費を受け取っている場合は、前年中に受け取った額の8割相当額を就労等による所得に加算します(父又は母に限る。)

②所得額と、以下の扶養親族等の数に応じた所得限度額一覧表を比較してください。

扶養親族等の数	所得制限限度額一覧表		
	請求者(父、母又は養育者)		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
扶養親族等が3人以上の場合、1人につき38万円を加算した額			

※扶養義務者とは、民法第877条第1項(「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」)に定められた方です。
※扶養親族等の数は、前年(1～9月までの請求は前々年)12月31日現在の税法上の扶養親族等の人数です。

支給期間

請求のあった日の属する月の翌月から養育している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで
(政令で定める程度の障害がある場合は子どもの20歳の誕生日の前日まで)

支給されないとき

- 子どもが
1. 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
 2. 申請者でない父又は母と生計を同じくしているとき
(父又は母が障害による受給の場合を除く)
 3. 父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき
 4. 日本国内に住所を有しないとき

- 父又は母もしくは養育者が
5. 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(同居や内縁関係など)があるとき
(父又は母に限る。)
 6. 日本国内に住所を有しないとき

児童扶養手当の現況届及び一部支給停止について

児童扶養手当の認定を受けた方は、毎年8月に現況届を各区児童家庭課に提出することが必要です。提出しないと11月分以降の手当を受けることができなくなるので、注意しましょう。なお、所得制限により支給停止となっている方も、受給資格はありますので、現況届を提出する必要があります。
また、児童扶養手当の受給から5年等を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。
ただし、必要な手続きを行うことで、従来どおりの支給となる場合があります。対象となる方には事前にお知らせをお送りしますので、必ずお読みになって必要な手続きを行ってください。

(3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。子は18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること(国民年金法の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳未満であること)かつ、婚姻していないことが条件です。

支給要件

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、子のある配偶者又は子に支給します。

- ①国民年金の被保険者
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

※①、②の場合、納付要件があります。
※③、④は保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある方に限ります。

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当

遺族基礎年金支給年額(令和7年度) ※年金額は毎年度改定されます。			
子のある配偶者 昭和31年4月2日以降生まれの方 ※		子のみ 子が2人以上いる場合の1人あたりに支給される金額は、 子の人数で等分した金額になります。	
子1人	1,071,000円	1人	831,700円
子2人	1,310,300円	2人	1,071,000円
子3人以上	子2人の時の額に1人につき79,800円を加算	3人以上	2人の時の額に1人につき79,800円を加算

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、子1人:1,068,600円、子2人:1,307,900円、子3人以上:子2人の時の額に1人につき79,800円を加算

遺族厚生年金とは

厚生年金に加入中の方または加入していた方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。
※支給要件や保険料の納付要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 加入していた方の平均標準報酬月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

【申請・問合せ】 川崎・幸区:川崎年金事務所 044-233-0181
中原・高津・宮前・多摩・麻生区:高津年金事務所 044-888-0111



(4) ひとり親家庭等医療費助成

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は 20 歳未満まで）を養育するひとり親家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額等を除く。）を助成します。ただし、所得制限があります。

利用できる方

川崎市に住所があり、何らかの健康保険に加入している次の方

①ひとり親家庭の父又は母と養育されている子ども

②父母のいない子ども又は父母が監護しない子どもを養育している養育者と子ども

※「養育者」とは子どもと同居し、主としてその生計を維持している方です。

この制度で「ひとり親家庭」とは次のいずれかの状態にある子どもを養育している家庭をいいます。

①父又は母が死亡した子ども

②父又は母が婚姻を解消した子ども

③父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある子ども

④父又は母の生死が明らかでない子ども

⑤父又は母から 1 年以上遺棄されている子ども

⑥父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども

⑦父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている子ども

⑧母が婚姻しないで生まれた子ども

⑨父・母ともに不明である子ども（孤児など）

※子どもを父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係がある方を含む。）が養育している場合は除きます。

父、母又は養育者、配偶者、扶養義務者についての所得制限		
扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0 人	2,440,000 円	3,725,000 円
1 人	2,820,000 円	4,200,000 円
2 人	3,200,000 円	4,675,000 円

なお、児童扶養手当において審査対象の所得に含まれる養育費については、医療費助成では審査対象の所得となりませんので、児童扶養手当の支給が停止されている場合でも、養育費部分を除いた所得が限度額未満である場合は、医療費の助成を受けられます。

また、所得が限度額未満であるものの、公的年金等の受給額が児童扶養手当支給額を上回っていることにより支給が停止されている場合も、医療費の助成を受けられます。

【申請・問合せ】 各区保険年金課後期・介護・医療費助成担当
【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2695



(5) 災害遺児等福祉手当

「災害」により 18 歳未満の子どもと同一生計を営む父又は母等が死亡、又は重度の障害（身体障害者 1 級又は 2 級の方）を有することになった場合、その子どもを扶養している保護者の方に手当を支給する制度です。

手当額 子ども 1 人につき 月額 3,000 円（申請月分から支給）

【支給月】 年 2 回（9 月・3 月）

【申請】 各区区民課住民記録第 2 係

※福祉手当を受けられている方の子どもが小・中学校入学及び中学校を卒業した場合等に、祝金品を贈呈する制度があります。福祉手当受給者台帳に基づき贈呈します。

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

(6) JR 通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、JR 通勤定期代が 3 割引になります。制度を利用する方は事前に各窓口で申請の上、証明書を受け取ってください。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、各区地域みまもり支援センター保護課

(7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

助成金額

月額 9,000 円を上限として、次のとおり助成します。

定期券購入の場合： 6 か月通勤定期代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。

現金 (IC 含む) の場合： IC 料金等最も安価な料金により助成します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2709

(8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。
生活保護を受けている世帯は対象になりません。

助成金額

最も経済的な経路及び方法による6か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を助成します。通信制高校等で通学定期券を購入できない場合や経済的事情等で6か月定期券の購入が難しい場合などはお問合せください。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

(9) 公正証書等作成費補助金

養育費の取り決め内容を記した公正証書等（調停調書やADRにおいて成立した和解合意に係る文書など債務名義となる文書）の作成に要する費用を上限5万円まで補助します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

(10) 養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社等と養育費保証契約を締結後、養育費の不払いに伴う立替払いがなされた場合の保証契約の手数料や、不払いとなった養育費の回収を弁護士等に依頼した際にかかった費用を上限額8万円まで補助する事業です。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

(11) ひとり親控除・寡婦控除

ひとり親控除を利用できる方

現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額が500万円以下で次のいずれにも該当する方

①生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方）を有する

②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

③前年の12月31日時点でひとり親に該当する方

寡婦控除を利用できる方

いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、前年の12月31日時点で次のいずれかに該当する方

①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有する

②夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない

↓

控除額					
対象	住民税	所得税	対象	住民税	所得税
ひとり親	300,000円	350,000円	寡婦	260,000円	270,000円

※その年の1月1日現在、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。

【問合せ】 住民税

川崎・幸区：かわさき市税事務所市民税課市民税係 044-200-3882
中原区：こすぎ市税分室市民税担当 044-744-3231
高津・宮前区：みぞのくち市税事務所市民税課市民税係 044-820-6560
多摩・麻生区：しんゆり市税事務所市民税課市民税係 044-543-8958

所得税

川崎・幸区：川崎南税務署 044-222-7531
中原・高津・宮前区：川崎北税務署 044-852-3221
多摩・麻生区：川崎西税務署 044-965-4911

(12) 非課税貯蓄制度

児童扶養手当受給者の貯蓄が少額である場合、非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、一定の確認書類を提示することを要件に非課税になります。

【非課税になる範囲】 1人につき元本350万円まで

【申請・問合せ】 各金融機関

2 生活に困ったら

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の親やその子どもなどを対象として、就労のための資格取得に伴う費用、引越し費用、医療介護中など一時的な生活困窮の場合に生活を安定させるための費用などを貸し付けます。
※資金により、貸付条件がありますので、審査により貸し付け出来ない場合があります。申請にあたっては、第三者の連帯保証人を設定してください。なお、やむなく家庭の事情により連帯保証人を設定出来ない場合はご相談ください。

利用できる方

「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

①母子家庭の母又は父子家庭の父（配偶者のない女子又は男子で、現に20歳未満の子どもを扶養している方）

②母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども
※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。

③父母のいない20歳未満の子ども

「寡婦福祉資金」の貸付対象者

①寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった方）

②寡婦が扶養している20歳以上の子ども

③40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
※①又は③で現に扶養している子どもがいない場合は、所得制限（前年又は前々年の所得が203万6千円以下）があります。



資金の種類		
資金の名称	貸付対象者	貸付金の内容
修学資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校などで修学するために必要な授業料等に充てる資金
就学支度資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校・厚生労働省が定める修業施設などに就学するために必要な入学金等の一時的な経費に充てるための資金
修業資金	児童・子	1. 事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 2. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
就職支度資金	母・父・児童・寡婦	1. 就職に際して直接必要となる被服・履物等の購入費などに要する資金 2. 就職・通勤のために自動車購入が必要となる場合の資金
技能習得資金	母・父・寡婦	1. 事業を始めたり、就職するための必要な知識技能を修得するために必要な資金 2. 知識技能を修得するための学校に入学する際、前納制などのために、月額限度額では賅えない場合に一括で貸付ける資金 3. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
医療介護資金	母・父・児童・寡婦	1. 医療費の自己負担分・通院するための交通費・医師が必要と認めたあんまマッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する資金 2. 上記一般貸付と同様の内容で、所得が非課税又はそれと同様と認められるときに特に必要な場合の資金
	母・父・寡婦	3. 介護保険法の介護サービスを受けるのに必要となる資金
結婚資金	母・父・寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金
生活資金	母・父・寡婦	1. 知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金 2. 医療又は介護を受けている間の生活を安定させるための資金
	母・父	3. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満の自立意欲の促進と生活を安定させるための資金 4. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満で、養育費取得のため、弁護士への法律相談に要する費用等を一括で貸付ける資金
	母・父・寡婦	5. 1～3に該当せず、かつ失業中（離職等の日の翌日から1年を超えない期間）の生活を安定させるための資金
転宅資金	母・父・寡婦	引越に際し必要となる敷金・礼金・前家賃などの諸経費にあてるための資金
住宅資金	母・父・寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住宅の補修・保全・改築・増築又は自己所有の住宅の建築・購入のための資金
事業開始資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	事業を新たに開始するための設備費・材料購入費などのための資金
事業継続資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運転資金、店の改造費、又は事業を拡張するための資金

【申請・問合せ】	各区地域みまもり支援センター児童家庭課 お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。
----------	---

（2）国民年金保険料免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。免除期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

利用できる方
①国民年金第1号被保険者
②申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】	各区保険年金課国民年金担当
----------	---------------

（3）国民年金保険料納付猶予制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が「猶予」される制度です。猶予期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

利用できる方
①50歳未満の国民年金第1号被保険者
②申請者本人、配偶者それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】	各区保険年金課国民年金担当
----------	---------------

（4）国民健康保険料の軽減・減免

ア：非自発的失業者に対する軽減措置

倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

要件	令和7年度の保険料については、令和6年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度において特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。
----	--

イ：出産被保険者に対する軽減措置

出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

要件	出産する予定又は令和5年11月1日以降に出産した国保加入者が対象です。 ※ 妊娠85日（4か月）以降の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。）
----	--

ウ：減免制度

次の理由で保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額又は免除する制度があります。

要件	①居住する家屋又は事業所などが、災害により著しく損害を受けた場合 ②長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合 ③退職、事業の休廃止等により収入（事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入）が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合 ④刑事施設、少年院などに拘禁又は収容された場合 ※減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。 なお、納付済の保険料については、減免が適用されません（①、④を除く。）。
----	--

【申請】	各区保険年金課国民健康保険担当
【問合せ】	川崎市保険コールセンター 044-200-0783

(5) 生活保護

生活保護は、国が、憲法第25条の理念に基づいて、生活に困っている方々に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です。

また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課

(6) 生活資金貸付事業

市内の低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったとき、これを援助するための資金を無利子で貸し付けます。

対象者

低所得者であり、次の要件を備えているもの

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①本市に居住しているもの | ③貸付金の償還が確実と認められるもの |
| ②世帯の生計を維持する中心となるもの | ④他から融資を受けることができないもの |

貸付限度額

貸付金額は、1世帯 30,000 円以内です。

ただし、特に必要があると認めるときは、50,000 円まで増額することができます。

償還方法

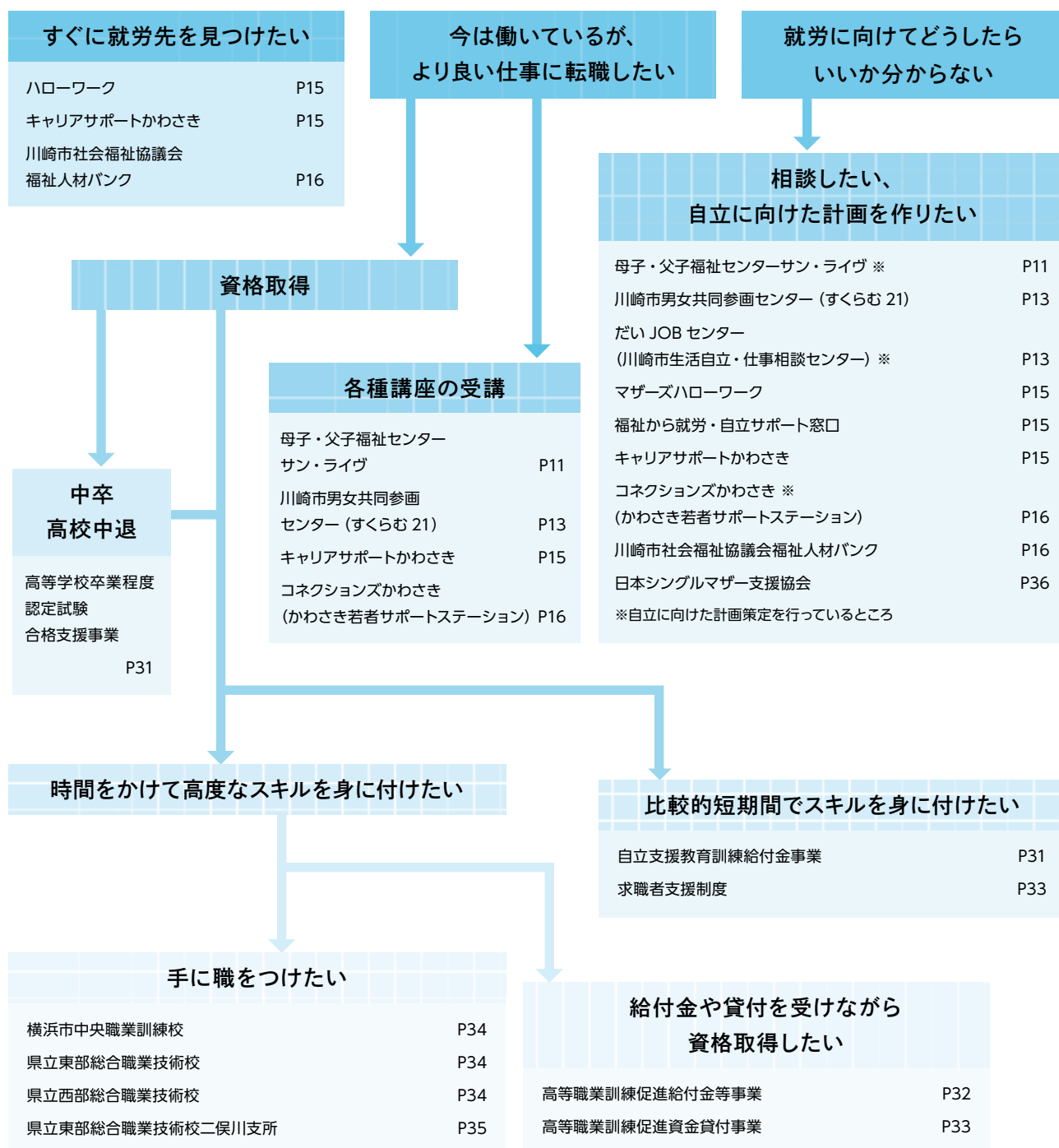
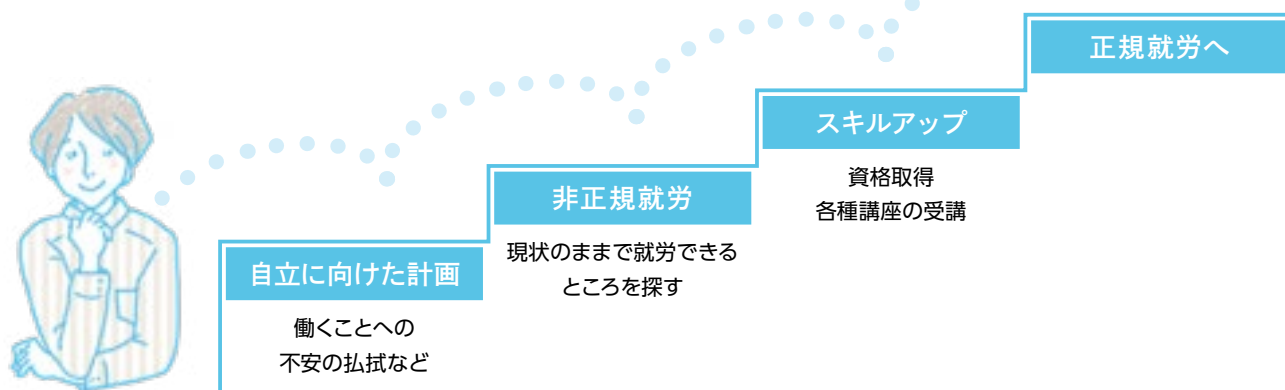
貸付日の翌月から2か月すえ置き、貸付金額が 30,000 円以内の場合は15か月、30,000 円を超える場合は25か月の均等償還となります（繰り上げ償還も可能です。）。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課



仕事に関すること

正規就労に向けたステップアップのイメージ



1 就労にかかわる機関

(1) ハローワーク	(再掲) P15 参照
(2) キャリアサポートかわさき	(再掲) P15 参照
(3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	(再掲) P16 参照
(4) 川崎市社会福祉協議会 福祉人材バンク	(再掲) P16 参照
(5) だいJOB センター(川崎市生活自立・仕事相談センター)	(再掲) P13 参照
(6) 川崎市男女共同参画センター(すくらむ 21)	(再掲) P13 参照

(7) 母子・父子福祉センターサン・ライブ事業

ア：母子・父子自立支援プログラムの策定

面談を通して個々の希望を伺い、就職・転職のプランづくりのお手伝いをします。どのように就職活動を始めてよいかかわからない方、どんな技能を修得したらよいか迷っている方等、電話でご予約ください。

利用できる方	①高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする方 ②自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を受けようとする方 ③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けようとする方 ④ひとり親家庭の親でプログラム策定を希望する方 (生活保護を受給している方はケースワーカーに相談してください。)
--------	--

イ：就業相談・就業情報提供

ひとり親家庭又は寡婦の方に安定した仕事に就いていただけるよう、相談をお受けし、資格取得のための情報提供をしています。

ウ：就業支援講習会

パソコン講座など、就業に役立つ講座を開講しています。受講に当たっては無料の保育も実施しています。

利用できる方	ひとり親又は寡婦の方	【費用】 無料(教材費自己負担) 【保育の対象】 1歳～小学校2年生(無料・要予約) 【実施場所】 母子・父子福祉センターサン・ライブ
--------	------------	---

エ：無料職業紹介

就職・転職を希望の方は、求職登録をしてください。
※求職登録は電話予約の上、面談をさせていただきます。

【問合せ】 044-733-1166 【HP】 https://kawasaki-boshicenter.com	
--	---

2 資格取得支援

(1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等のひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

利用できる方
市内に居住する20歳未満の子どもを養育するひとり親家庭の親及びその20歳未満の子どもで、次の要件を満たす方 ①母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方 ③適職に就くために必要と認められる方 ②大学入学資格を取得していない方 ④原則として、過去に同内容の給付金を受給していない方

	支給額	支給額の上限・下限
受講開始時給付金	支払った受講料等の4割相当額を、対策講座受講開始時に支給。	上限(通信制)100,000円 (通学等)200,000円、下限4,000円
受講修了時給付金	支払った受講料等の5割相当額から受講開始時給付金を差し引いた額を、対策講座の受講修了時に支給。	受講開始時給付金と合わせて 上限(通信制)125,000円 (通学等)250,000円、下限4,000円
合格時給付金	受講修了時給付金を受けた方が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に、支払った受講料等の1割相当額を支給。	受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限(通信制)150,000円 (通学等)300,000円

申請方法

- ①講座指定申請
講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。
- ②支給申請(受講開始時給付金)
講座開始後30日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ③支給申請(受講修了時給付金)
講座修了後30日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。
- ④支給申請(合格時給付金)
合格証書に記載されている日付から40日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】	母子・父子福祉センターサン・ライブ	044-733-1166
-------	-------------------	--------------

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が厚生労働省が指定した一般教育訓練、特定一般教育訓練又は、専門実践教育訓練の指定講座を受講し、仕事に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料等の一部を支給します。

利用できる方
市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方 ①母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方 ③適職に就くために、必要と認められる方 ②過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方





支給額

雇用保険制度の一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がない方

受講料等費用の 6 割相当額
上限 20 万円、
ただし専門実践教育訓練受講の場合は上限 160 万円

※ 1 万 2 千円未満の場合は支給されません。
※雇用保険制度による一般教育訓練給付・特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。
※専門実践教育訓練受講者で 1 年以内に資格取得かつ就職した方は、受講料等費用の 25% 相当額の追加支給が受けられます。

申請方法

①講座指定申請講座申込みの 2 週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて申請してください。
②支給申請
講座修了後 30 日以内に、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他川崎市が認める資格

利用できる方

川崎市内の 20 歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方
①所得が児童扶養手当支給水準の方（所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り対象）
②過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は 1 回のみ）※
③資格取得を目的に6か月以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
④就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

※この給付金を利用して准看護師の資格取得を目指す方が引き続き看護師の資格を目指して養成機関で修業する場合は、支給期間の上限を超えない範囲で給付金の支給が可能です。

給付金の種類	支給 時期	支給額	
		市民税非課税世帯	市民税課税世帯
訓練促進給付金	養成訓練の受講期間中に支給 ※支給期間の上限は 4 年間まで	月額 100,000 円 ※最終学年は月額 140,000 円	月額 70,500 円 ※最終学年は月額 110,500 円
修了支援給付金	入学時における負担を考慮し、修了後に支給	50,000 円	25,000 円

※訓練促進給付金について、看護師、介護福祉士、保育士の資格の方は、扶養する子が 2 人以下で 30,000 円、3 人以上で 50,000 円の上乗せがあります。

申請方法

申請前に、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、修業を開始した日以降に申請してください。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金等を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、資金を貸し付けます。本事業は、市の補助事業として、福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）が実施するものです。

ア：訓練促進資金

利用できる方

高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の修了後、取得した資格が必要な業務に5年以上従事しようとする方。養成機関を修了した日から1年以内に就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に 5 年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

資金の種類	貸付金額	申請時期	申込期限	返済が必要な場合
入学準備金	500,000 円以内	養成機関への入学後から可能	養成機関に入学後 3 か月以内	5 年以内に返済。 連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年 1 % の利子
就職準備金	200,000 円以内	資格を取得し、就職が内定した時点から可能	養成機関を修了して、1 年以内に当該資格が必要な業務に就職したとき、就職した日から 3 か月以内	

イ：住宅支援資金

利用できる方

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けている方、またはその他必要であると認める方が、取得した資格が必要な業務に1年以上従事しようとする場合。
養成機関を修了した日から1年以内に就職し、かつ、取得した資格が必要な業務に 1 年以上従事した場合には、全額返済が免除されます。

貸付額等	返済が必要な場合
入居している住宅の家賃（上限 7 万円）を、修学している間（最長 12 か月間）毎月貸し付けます。	5 年以内に返済。無利子

申請方法

事前に母子・父子福祉センターサン・ライヴにご相談ください。母子・父子福祉センターサン・ライヴを通じて福祉人材バンク（川崎市社会福祉協議会）に申し込みとなります。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(5) 求職者支援制度

再就職、転職、スキルアップを目指す方が、月 10 万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

利用できる方

①ハローワークに求職の申込みをしている方

②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない方

③労働の意思と能力がある方

④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた方



その他支給要件

- ①本人収入が月8万円以下

②世帯全体の収入が月30万円以下

③世帯全体の金融資産が300万円以下

④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない

⑤訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う方や求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については証明できない場合も含める）であっても8割以上出席する。）
- ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない

⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

⑧過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（通所手当）を受給することが可能です。

手当の種類	職業訓練受講手当	通所手当	寄宿手当
支給額	月額 100,000 円	職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額 ※上限額あり	月額 10,700 円 ※支給要件あり

【問合せ】 お住まいの地域を所管するハローワーク（P15 参照）

（6）職業能力開発施設

ア：横浜市中心職業訓練校

技能・技術や知識を習得し、就職しようとする意欲のある方で 20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。受講料は無料です（別途教材費あり。）。

注 1） 医療・介護事務 OA 科と介護総合科の令和 7 年度の実施については未定です。

注 2） その他、最新の情報については、横浜市中心職業訓練校のホームページをご覧ください。

訓練科目及び訓練期間							
パソコン実務科	OA 経理科（初級）	医療・介護事務 OA 科	OA 経理科（中級）	IT・Web プログラミング科	医療・調剤事務 OA 科	介護総合科	機械 CAD 科
2 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	3 か月	6 か月

【開所時間】 8:45 ～ 17:00

【アクセス】 JR 根岸線 関内駅南口 徒歩 5 分

【休所日】 土日、祝休日、年末年始（12/29 ～ 1/3）

横浜市営地下鉄ブルーライン

【所在地】 横浜市中区万代町 2-4-7

伊勢佐木長者町出口 2 徒歩 3 分

横浜市技能文化会館 3 階

【問合せ】 横浜市中心職業訓練校 045-664-6825

イ：県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校

新たに仕事に就きたい方や再就職を目指す方が、職業に必要な知識・技術・技能を習得する施設です。

工業技術・建築技術・社会サービスの 3 分野 31 コースで、6 か月～ 2 年間の職業訓練を行っています。授業料無料のコースがあるほか、一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠も設けています（テキスト代等は自己負担）。

入校を希望する方は、各技術校又は住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

【開所時間】 8:30 ～ 17:15

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29 ～ 1/3）



【所在地・アクセス・問合せ】

東部校…横浜市鶴見区寛政町 28-2（JR 鶴見線 安善駅 徒歩 1 分） 045-504-2810

西部校…秦野市桜町 2-1-3（小田急線 秦野駅 徒歩 15 分） 0463-80-3002

ウ：県立東部総合職業技術校二俣川支所

県が民間教育訓練機関等に委託して、求職中の方が再就職に必要な知識・技術・技能を習得できるよう、公共職業訓練を実施しています。

一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠があるほか、託児サービス付きのコースも設置しています。

受講料 原則無料（テキスト代等は自己負担）

【問合せ】 県立東部総合職業技術校二俣川支所 045-363-1992
お住まいの地域を管轄するハローワーク（P15 参照）

※県立東部総合職業技術校二俣川支所は訓練の委託元であり、実際の訓練は行っていません（県内各地の専門学校等で実施しています。）。



(一社) 日本シングルマザー支援協会の取組

相談業務

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。

「こどもに我慢ばかりの生活をさせたくない」「笑顔でこどもと暮らしたい」

ひとり親は、子どもたちともしっかりとした生活を送りたいと考えているはず。しかし、離婚という大きな問題を乗り越えても、次の問題が待ち受けていることもあります。

そんなときは、ぜひ「日本シングルマザー支援協会」に相談してください。未来と一緒に考えて、あなたと子どもたちをサポートしていきます。

ワタシのミライ相談とは

ワタシのミライ相談

ちょっとした事が起きたら
悩むになる前に
ワタシのミライ相談

日本シングルマザー支援協会の相談業務の名称です。お一人お一人のお悩みに合わせた解決方法をご提案する相談業務を行っております。あなたとこども達のより良い未来と一緒に作りましょう。

ひとり親コンシェルジュ[®]が担当

日本シングルマザー支援協会のひとり親コンシェルジュ[®]は、全員がひとり親当事者です。支援者としての教育プログラムを受け、しっかりと訓練したメンバーです。

ひとり親とこどもの未来を創る　ワタシのミライ相談	
離婚前相談	「離婚したい」「離婚したくない」どちらを選択しても、今後の生活と子どもの未来を考えるための相談をしましょう。
養育費保証	離婚という選択をしたら、子どもの権利として養育費の確保ができるように手続きをしましょう。
メンタルヘルス	不安や焦り、恐怖心や孤独を感じることも多いでしょう。ぜひ、お話ししながら一緒に乗り越えましょう。
家計管理	お金の計画は、未来を考えるために大切です。誰に相談すればよいかわからないことは、プロに任せましょう。
こどもとの関係構築	ひとり親にとって、こどもの成長は楽しみと同時に心配ごと。良い関係を作ることで、親子ともに笑顔で暮らせます。

就職支援

日本シングルマザー支援協会は、ひとり親とその子どもたちが幸せに暮らす方法を、一緒に考えながらお手伝いをしています。

ひとり親の悩みで多いものに「お金がないこと」があります。その悩みを解決し、安定した生活を手に入れるには、何よりも仕事の安定が必要です。就職することに不安を感じる人も多いでしょう。でも、日本シングルマザー支援協会は、選択肢を広げ、就職から定着までを全面的にサポートしています。稼ぐ力を身につけ、生活を安定させている人も多くいます。あなたも大丈夫、今こそ一歩踏み出してみましょう！

協会の就職支援（MES）とは

MES（ミーズ）とは

日本シングルマザー支援協会の就職支援プログラムの名称です。ひとり親にとって、就職・転職活動を1人だけでがんばるのは大変です。適職を見つけたり、書類作成をお手伝いしたりをプロの就職支援に任せてみましょう。

ママベストパートナー企業制度

日本シングルマザー支援協会と認定企業との取組みを実施しています。ひとり親にとって、働きやすい環境整備や相互理解を深める活動を共に推進しています。

不安を払拭し一歩踏み出す　自立支援

就職・転職支援

ひとり親として経済的な自立に向けた就職・転職をお手伝いします。キャリアプランを作り、子育てとの両立しながら経済的自立を目指します。お仕事選びから書類作成も面接対策も、全てひとり親専門の支援員がお手伝いします。

定着支援

ひとり親にとって、長く楽しく働くことが生活の安定には必須です。就職後の困りごとや環境変化で起こる悩みのご相談やフォローアップに力を入れています。

セミナー・講座

働くために必要なスキルや、子育てコミュニケーションなど、多くの講座やセミナーを開催しています（一部有料有）。

将来のシュミレーション

働いて得たお金を大切に、教育費・自分の老後など将来の不安をなくすために家計管理のお手伝いをします。

【問合せ】

一般社団法人　日本シングルマザー支援協会
〒221-0835
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-12-10　千菊ビル 301
電話：045-534-8849　E-mail：info@mother-support.org

【HP】

https:// シングルマザー協会 .com

子ども・子育てに関すること

1 子育て・保育・居場所			
日常的		一時的	
就学前		就学前	
幼児教育・保育の無償化	P40	病児・病後児保育施設	P43
認可保育所等	P40	一時保育	P43
川崎認定保育園等保育料補助	P41	地域子育て支援センター事業	P43
幼稚園	P42	子育て悠遊ひろば（母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業）	P44
幼稚園類似施設利用料等補助金	P42	就学前～小学生	
小学生		ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44
わくわくプラザ	P42	ふれあい子育てサポート事業	P44
子育て支援・わくわくプラザ事業	P42	日曜日保育	P45
こども文化センター	P43	子育て支援サービス（シルバー人材センター）	P45
		子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）	P45

2 育児の悩み相談やサポート			
相談		サポート	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	P11	ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44
地域子育て支援センター事業	P43	ふれあい子育てサポート事業	P44
子育て悠遊ひろば（母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業）	P44	日曜日保育	P45
児童相談所	P14	子育て支援サービス（シルバー人材センター）	P45
児童家庭支援センター	P14	子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）	P45
各種相談窓口	P64	産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P46
		産後ケア事業	P47
		栄養食品支給	P47

ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

子ども・子育てに関すること	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等	
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上
	保育所等 P40						
	幼稚園 P42						
			放課後の居場所 P42				
	一時預かりや 保育園などへの送迎 P43～						
	子どもの遊び場、 育児相談ができる P43						
			放課後の 学習支援・居場所 P58				
						貸 学費 P48	
					給 授業料 P50		
					免 給 入学金・授業料 P53		

※教育費に関することは P48～57 をご覧ください。

3 子どもの就学等に関すること

小学校・中学校											
給付											
就学援助						P48	神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金				P52

高校											
免除・給付						奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。					
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除					P49	貸付	有利子				
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度					P49		国の教育ローン			P54	
川崎市高等学校奨学金					P49		無利子				
高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金					P50		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）		P48		
私立高等学校等生徒学費補助金					P51		神奈川県高等学校奨学金			P50	
神奈川県高校生等奨学給付金					P51		あしなが奨学金			P54	
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金					P24		交通遺児育英会奨学金			P55	
							生活福祉資金（教育支援資金）			P55	

大学											
減免・給付						奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。					
高等教育の修学支援新制度					P53	貸付	有利子				
							日本学生支援機構奨学金（第二種）			P54	
							国の教育ローン			P54	
							無利子				
							母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）		P48		
							川崎市大学奨学金			P53	
							日本学生支援機構奨学金（第一種）			P54	
							あしなが奨学金			P54	
							交通遺児育英会奨学金（一部給付あり）			P55	
							生活福祉資金（教育支援資金）			P55	

その他											
給付											
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業						P31	貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修業資金等）		P55	
奨学金等一覧						P56					

4 学習サポート・生活習慣習得支援

小学校・中学校											
ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業										P58	



1 子育て・保育・居場所

（１）幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３～５歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の０～２歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問合せください。

施設種別	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象（上限）額
認可保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業	０～２歳児 （非課税世帯のみ） ３～５歳児	あり	全額
認可外保育施設等 ●川崎認定保育園 ●年度限定型保育 ●地域保育園 ●一時保育 ●病児・病後児保育 ●子育てサポート事業	０～２歳児 （非課税世帯のみ） ３～５歳児	あり	月額 42,000 円まで 月額 37,000 円まで
施設型給付幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	満 3 歳（※ 1）～ 5 歳児	なし	全額
幼稚園・認定こども園の預かり保育		あり	月額 11,300 円又は 月額 16,300 円（※ 2）まで
従来制度（私学助成）の私立幼稚園		なし	月額 25,700 円まで
幼稚園の預かり保育		あり	月額 11,300 円又は 月額 16,300 円（※ 2）まで

※ 1 満 3 歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3 歳に到達した日から直後の 3 月 31 日まで
の期間」の児童をいいます。

※ 2 非課税世帯の満 3 歳の預かり保育は、上記※ 1 の期間のみ月額 16,300 円が給付の上限となります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025（平日 10:00 ～ 19:00）

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索

（２）認可保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所の開所日・開所時間は通常、月～土の延長保育時間を含め 7:00 ～ 19:00 又は 20:00 までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育もあります。

入所にあたっては、各区児童家庭課にて事前相談・申請を受付けています。

また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課で配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご確認ください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

川崎市 保育所等の申込み手続き

検索

認可保育所等の保育料における経済的負担の軽減について

川崎市では、認可保育所等の保育料について経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

①ひとり親世帯等（※）への対応

市民税所得割相当額が 77,100 円以下の場合、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同じの世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

②多子世帯への対応

保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが 2 人以上いる場合、令和 6 年 4 月から、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第 2 子を半額、第 3 子以降を無料としました。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請が受入れ可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指数等を設定し、ランク・指数等が高いお子さんから内定とするものですが、自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等の保護者が就労内定の場合、通常申請時点での就労実績によりランク付けを行うところ、就労内定している条件でランク付けを行う等、加点点項目を設けて入所しやすい環境整備を行っています。

また、認可保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

（３）川崎認定保育園等保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

利用できる方

川崎市内在住で、児童が週 4 日以上通園しており、保護者が月 64 時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

申請方法

通園している施設を通じて、年 1 回申請してください。

補助月額上限		
市民税所得割相当額	0～2歳児補助額	3歳以上児補助額
321,700円未満の世帯	20,000円	5,000円
321,700円以上の世帯	10,000円	5,000円

※平成 30 年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

※川崎認定保育園等保育料補助とは別に多子軽減制度として、第 2 子以降の場合で一定の要件を満たす方は、月額保育料から最大 16,000 円が軽減される制度もあります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025（平日 10:00 ～ 19:00）

（４）幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、３歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

【問合せ】 （公社）川崎市幼稚園協会 044-711-8383 又は各幼稚園

（５）幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

利用できる方

市内在住で幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している３歳、４歳、５歳児の保護者の方

補助額

※所得制限はありません

幼児１人につき月額上限 20,000 円
(利用する施設等の過去３か年の平均月額利用料が 20,000 円を下回る場合は、当該平均月額利用料)

【申請方法】 原則、通園している施設を通して申請してください。

必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

【問合せ】 こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

（６）わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

利用料

無料 (万が一に備えての保険への加入、行事への参加費、おやつ代は実費)

【開設時間】 月～金…放課後～ 18:00

学校が休みの日:

土曜日…8:30 ～ 18:00

月～金…8:00 ～ 18:00

【休室日】 日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)

【申込方法】 各小学校のわくわくプラザ室にて受付

（７）子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって 18:00 までのお迎えが難しい場合、19:00 までの児童の居場所と安全を確保する事業です。※保護者のお迎えを原則とします。

利用料 月額 2,500 円

【場所】 各わくわくプラザ

【開設時間】 月～金 18:00 ～ 19:00

申込方法 事前の申込みが必要となります。

（８）こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通し、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

利用できる方

0 歳～ 18 歳までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

【開館時間】 9:30 ～ 21:00 (日・祝日 9:30 ～ 18:00)

※保護者の同伴のない小学生以下の利用は 18:00 までです。

【休館日】 年末年始 (12/29 ～ 1/3)

【場所】 市ホームページをご覧ください。

川崎市 こども文化センター

検索

（９）病児・病後児保育施設

子どもが病気や病気の治りかけで、保育所や小学校に通うことができない時に、保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です。

利用できる方

川崎市（及び本市と相互協定を締結している横浜市及び町田市）に在住し、保育所等や小学校に通っている生後５か月～小学３年生までの児童

利用料	利用料の減免制度		
	児童扶養手当 受給世帯	生活保護 受給世帯	市民税 非課税世帯
2,900 円	1,000 円	400 円	1,000 円

病児・病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ	病児／病後児
エンゼル 川崎	川崎区藤崎 1-1-3 富有レジデンス 1	京急大師線 鈴木町駅 徒歩 12 分	044- 201-6937	病児保育
エンゼル 幸	幸区柳町 55-3	JR 南武線 尻手駅 徒歩 4 分	044- 555-6741	病後児保育
エンゼル 中原	中原区新城 3-5-1 新城中島ビル 3 階	JR 南武線 武蔵新城駅 徒歩 4 分	044- 872-9137	病児保育
エンゼル 高津	高津区二子 5-1-5	東急田園都市線 高津駅 徒歩 2 分	044- 833-8872	病児保育
エンゼル 宮前	宮前区土橋 7-25-15	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩 13 分	044- 789-9117	病児保育
エンゼル 多摩	多摩区中野島 3-15-10	JR 南武線 中野島駅 徒歩 3 分	044- 922-8724	病児保育
エンゼル 麻生	麻生区栗木台 1-2-5	小田急線 栗平駅 徒歩 10 分	044- 455-5473	病児保育

（１０）一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュ（買物、映画等）などのため、週３日以内または月 64 時間に満たない範囲で、一時的に保育する事業です（市内在住の児童扶養手当受給世帯、被保護世帯、年収 360 万円未満世帯、市民税非課税世帯、里親に委託されている児童は無料です。また、多胎児やきょうだいの利用料が減免になる場合があります。）。なお、昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問合せください。被保護世帯の児童は、昼食代・おやつ代が月額 500 円を上限に無料となります。

【問合せ】

各実施施設

川崎市 一時保育

検索

（１１）地域子育て支援センター事業

妊婦の方や、0 歳から就学前のお子さんと保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる場所です。専任のスタッフがおり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄れます。子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

利用料

無料

※一部の講座については実費負担があります。

【実施場所】 市内に 54 か所あり、
開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

【問合せ】 各施設又はこども未来局保育・
子育て推進部子育て支援担当
044-200-3414

川崎市 地域子育て支援センター

検索

(12) 子育て悠遊ひろば（母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業）

ひとり親家庭の親子に、サン・ライヴの保育室を開放します。必要に応じて子育ての情報提供や育児相談を行っています。

【実施時間】	火・水・木・金 10:00～16:00 （母子・父子福祉センターでの講習会等の開催時は、実施しません。） ※事前予約制	【実施場所】	母子・父子福祉センターサン・ライヴ保育室
		【問合せ】	母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます（ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。）。利用には、事前面談の上、登録が必要です。

支援の内容	生活援助	ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いを行います。
	子育て支援	家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライヴの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

【派遣の日数】 月10日（かつ一年度240時間）まで

利用料	無料	【問合せ】	母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166
-----	----	-------	-----------------------------------

(14) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

利用できる方	援助活動の内容
市内在住で、生後4か月から小学校6年生までの子どもと同居している方	ヘルパー会員宅、地域子育て支援センター等でのお子さんの一時預かり、保育所・幼稚園や習い事への送迎など

利用料	
月～金の午前8時～午後6時	1時間800円
土日祝及び年末年始（12/29～1/3）、月～金の上記以外の時間帯	1時間900円

【減免制度】 児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方が事業を利用した際に支払った利用料の半額を助成します。（お子さん1人あたり1か月の上限24,000円）

サポートセンター名	所在地	アクセス	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所TACK内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
SORA（そら）	多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-11-8 厚生館愛児園内	044-455-6600

(15) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライヴで子どもを預かります。

保育対象	つくし会員である家庭の子ども （2歳～小学校2年生）	【保育実施日】	毎月1・3・5日曜 （母子・父子福祉センター開所日）
利用料	無料	【預り時間】	9:30～15:30
		【利用可能回数】	1家庭につき1か月1回
つくしの会の詳細はP63をご覧ください。			

【申込方法】	事前予約制（1か月前から実施日の8日前土曜日まで）先着順 ※ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）等の登録が必要です。（P44参照）
【問合せ】	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(16) 子育て支援サービス（シルバー人材センター）

シルバー人材センターの登録会員（60歳以上）が、保育所等への徒歩での送迎や保護者が帰宅するまでご自宅での見守りなど育児支援サービスを有料で行っております。詳細は各担当事務所までお問い合わせください。

【問合せ】	川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550 高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031 多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131
-------	---

(17) 子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもをお預かりします。

利用できる方	利用料
市内在住の0歳～満12歳の子ども	※ひとり親家庭の場合（日額） 住民税非課税世帯の方…0円、 住民税課税世帯の方…0円～900円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申込み・問合せ
ショートステイ（宿泊）	しゃんぐりらこども家庭支援センター（しゃんぐりらベビーホーム）	幸区東小倉6-1	市内在住の0～1歳児	044-520-3608
ショートステイ・デイスティ（宿泊・日中利用）	かわさきさくら児童家庭支援センター（至誠館さくら乳児院）	多摩区菅稲田堤1-10-5	市内在住の0～1歳児	044-944-3981
	あいせん児童家庭支援センター（すまいる）	川崎区浜町2-22-16	市内在住の2歳～満12歳	044-201-4772
	SNG 児童家庭支援センター（新日本学園）	中原区木月伊勢町3-3	市内在住の2歳～満12歳	044-711-8484
	まぎぬ児童家庭支援センター（川崎愛児園）	宮前区馬絹1-24-5	市内在住の2歳～満12歳	044-863-7855
	はくさん児童家庭支援センター（白山愛児園）	麻生区白山1-1-5	市内在住の2歳～満12歳	044-712-4073

※利用料等の利用条件は世帯状況等により異なります。詳細は施設にお問合せください。
※入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問合せください。

2 育児の悩みの相談やサポート

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ (再掲) P11 参照

(2) 地域子育て支援センター事業 (再掲) P43 参照

(3) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業) (再掲) P44 参照

(4) 児童相談所 (再掲) P14 参照

(5) 児童家庭支援センター (再掲) P14 参照

(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

利用できる方	利用料
市内に居住する産前から産後6か月(例：1月1日がご出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで)の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等により、昼間他に育児や家事を行う人がいない方	認定事業者によって異なります。 1回 1,650 円～ 2,050 円 ※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。 申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要となる場合があります。

【派遣可能時間】 8:00 ～ 19:00

【派遣回数】 1回 2 時間以内、1日 2 回まで、延べ 20 回まで(多胎児の場合は延べ 60 回まで)

【申込方法】 原則、利用したい日の 7 日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

川崎市 産前産後

検索

(7) 産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、産後ケア事業をご利用ください。医療機関や助産所に宿泊してケアを受ける「宿泊型」と、助産所等に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

利用できる方	内容
・市内に住所のある乳児とその母親 ・宿泊型・日帰り型：お子さまが生後4か月未満まで ・訪問型：お子さまが生後1歳未満まで ※医療行為の必要がある方(処方薬の服薬や医療機関受診中など)は御相談ください。	授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、 赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見かたの相談・支援、 母親の体調管理など

	宿泊型	日帰りロング型	日帰りショート型	訪問型	備考
利用日数	1泊2日～ 最大6泊7日まで	1回6時間 (原則10時～16時)	1回90分		お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。 (例：双胎の場合14日以内の利用)
利用料金	1泊2日 15,000 円 (1日追加ごとに 7,500 円追加)	1回 7,500 円	1回 4,000 円	1回 5,000 円	生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は宿泊型、日帰りロング型は1日 2,500 円、日帰りショート型、訪問型は無料です。

※母親一人につき、1日(回) 2,500 円、最大 5 回まで利用料金から減免されます(生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く)。

【利用申請】 e-KAWASAKI からオンラインで妊娠 32 週から申請可能

【問合せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

(8) 栄養食品支給

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満 1 歳に達するまで粉ミルクを支給します。

利用できる方	市民税非課税世帯の方等	【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課
--------	-------------	------------------------------

(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度) (再掲) P44 参照

(10) ふれあい子育てサポート事業 (再掲) P44 参照

(11) 日曜日保育 (再掲) P45 参照

(12) 子育て支援サービス(シルバー人材センター) (再掲) P45 参照

(13) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ) (再掲) P45 参照

3 子どもの就学等に関すること

(1) 就学援助 【小中学校 / 給付】

児童生徒の市立小・中学校等への就学に当たり、経済的な理由でお困りの方に対して、新入学準備金、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。申請方法・認定基準など、詳細はお問合せください。

利用できる方

①生活保護を受給

②今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止

③児童扶養手当を受給

④前年の所得が基準額以下

⑤その他経済的に困っている
(前年の所得は基準額超過)

【申請方法】 申請を希望される方は、オンライン申請又は紙申請書に必要な書類を添付して、教育委員会事務局学事課へ提出してください。

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3736

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金) 【高校・大学 / 貸付】

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要な修学資金を貸し付けます。

利用できる方

「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している 20 歳未満の子ども

※ 20 歳未満の子どもと 20 歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その 20 歳以上である子どもも対象になります。

②父母のいない 20 歳未満の子ども

「寡婦福祉資金」の貸付対象者

●寡婦が扶養している 20 歳以上の子ども

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

(3) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除 【中学校・高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学科、授業料(高等学校等就学支援金受給対象者を除く)、及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

利用できる方

①生活保護を受給されている方(保護者(親権者)等含む)

②保護者等が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方
(児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付)

③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

【申請方法】 提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問合せ】 在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

(4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 【高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に入学検定料、入学科等の減免制度があります。

利用できる方

①生活保護を受給されている方(保護者(親権者)等含む)

②児童福祉施設等に入所されている方

→ 全額免除

③経済的な理由により負担が困難な方

→ 経済的な理由により負担が困難な方は審査の上、免除額を決定します。

【申請方法】 ①入学検定料及び入学科の場合
入学検定料及び入学科の両方を一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校(志望先以外も可)へ、入学科のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。また、オンラインでの申請も可能です。
※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

②授業料及び受講料の場合
在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

(5) 川崎市高等学校奨学金(入学支度金) 【高校 / 給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。)に進学する中学3年生で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金(入学支度金)を支給します。



利用できる方		次の要件を全て満たす方が対象です。	
①申請時点から翌年1月1日までの間に、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。		支給額	
②学業成績について、第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。		国公立の高等学校へ進学する場合	
③前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。		45,000 円	
		私立の高等学校へ進学する場合	
		70,000 円	
【募集時期】 毎年11月頃		【問合せ】 教育委員会事務局学事課	
【支給時期】 翌年3月		044-200-3267	

(6) 川崎市高等学校奨学金(学年資金)【高校 / 給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

利用できる方		次の基準を全て満たす方が対象です。	
①6月1日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。		支給年額	
②学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。		国公立	
③前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。		第1学年 36,000 円	
		第2学年 61,000 円	
		第3学年 46,000 円	
		私立	
		第1学年 60,000 円	
		第2学年 85,000 円	
		第3学年 70,000 円	
【募集時期】 毎年6月頃		【問合せ】 教育委員会事務局学事課	
【支給時期】 8月及び2月に分けて支給		044-200-3267	

(7) 神奈川県高等学校奨学金【高校 / 貸付】

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。定期採用での募集は終了しましたが、1月末まで随時申請を受け付けているため、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問い合わせください。また、中学校3年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【申請方法】 在学している高等学校等	
【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251	

(8) 高等学校等就学支援金 / 高校生等臨時支援金【高校 / 給付】

授業料の補助が受けられる国の制度です(やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります)。返還の必要はありません。

利用できる方	
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が、304,200 円未満(保護者等の合算、年収約910 万円未満)の世帯については高等学校等就学支援金、304,200 円以上の世帯については高校生等臨時支援金の対象となります。	
※ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。	



支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります(現金支給はありません)。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。(授業料補助額:118,800～396,000 円)
【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請してください。 申請方法の詳細については、在学している高等学校等に確認してください。		
【問合せ】 在学している高等学校等、又は 市立:教育委員会学事課 044-200-3269 県立:神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 私立:神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793		

(9) 私立高等学校等生徒学費補助金【高校 / 給付】

要件を満たすご家庭の授業料・入学金を補助します。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の学校に在学していること

②保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が251,100 円未満(保護者等の合算、年収約 800 万円未満)※ の世帯

※多子世帯(23 歳未満の扶養している子どもが 3 人以上いる世帯) については、304,200 円未満(年収は約 910 万円未満が目安) となります。

算定式

市町村民税の課税標準額× 6% — 市町村民税の調整控除の額

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。

補助金(年額)

授業料補助	72,000 円～349,200 円
入学金補助	100,000 円～211,000 円

【対象校】

私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)

【申請方法】 申し込みに関する書類は高等学校等から配付されます。 申請期間内に学校へ提出してください。	
【問合せ】 在学している高等学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793	

(10) 神奈川県高校生等奨学給付金【高校 / 給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

利用できる方		支給額	
生活保護(生業扶助) 受給世帯又は都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者等の合算)が0 円(非課税)の世帯		国公立	32,300 円～143,700 円
※家計急変により非課税相当となった世帯を含みます。		私立	52,100 円～152,000 円
【申請方法】 在学している高等学校等 ※保護者等が県内在住で、生徒が県外校に通っている方は神奈川県に申請			
【問合せ】 国公立:神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 私立:神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793			

（11）神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 【小中学校等 / 給付】

解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときの授業料補助制度です。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること

②主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと

③今年の年間所得が、前年の年間所得より減少していること

④今年の年間所得が基準額未満であること

補助金（年額）

授業料補助

336,000 円

【対象校】

私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）

【申請方法】 申し込みに関する書類は学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。
【問合せ】 在学している小中学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（12）ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金 (再掲) P24 参照

（13）高等学校等学び直し支援金 【高校 / 給付】

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、授業料を補助します（やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります）。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

①高等学校等を退学したことのある者

②高等学校等を卒業又は修了していない者

③高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制及び通信制は 48 月）を超える者又は通信制の場合は就学支援金の支給単位が上限 74 単位に達している者

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります（現金支給はありません。）。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。（授業料補助額：118,800 ～ 297,000 円）

【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請書類と要件を確認できる書類等を提出してください。
【問合せ】 在学している高等学校等、又は
市立：教育委員会学事課 044-200-3269
県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（14）川崎市大学奨学金 【大学 / 貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

①父母等が川崎市に 1 年以上在住していること

③学資の支弁が困難であること

②学校教育法第 83 条に規定する大学に在学していること

④学業成績が優良で性行が善良であること

【申請方法】 毎年 6 月中旬に大学 1 年生のみを対象としています。 在学している大学を経由して申請してください。	奨学金の額
【問合せ】 教育委員会総務部学事課 044-200-3267	月額 38,000 円を正規の修業年限が終了するまで、年 2 回に分けて交付

（15）高等教育の修学支援新制度 【大学等 / 減免・給付】

利用できる方

●住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯・多子世帯の学生

●学ぶ意欲がある学生であること
※学力基準や家計基準等があります。

支援内容	
授業料等減免制度	各大学等が、区分に応じて授業料については 166,800 円～ 700,000 円、入学金については 70,000 円～ 282,000 円の範囲で減免を実施。
給付奨学金の支給	日本学生支援機構が各学生に支給。 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるように措置。 月額 29,200 円～ 75,800 円を支給。

※表の額は、対象が住民税非課税世帯、昼間部の大学・専修学校（専門課程）の学生等の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯は、3 分の 2 または 3 分の 1 の額を減免・支給。世帯年収 600 万円程度の世帯のうち、多子世帯（扶養している子の数が 3 人以上の世帯）の学生は 4 分の 1 の額が減免・支給され、私立理工農系の学生は文系との授業料差額に着目した額が減免される。なお、多子世帯の場合は、所得に関係なく授業料等減免を受けることができる。

【対象となる学校種】
国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校（4 年・5 年）・専修学校（専門課程）
※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【問合せ】 在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問合せください。

※令和 7 年 4 月より奨学金制度が拡充されました。最新の情報は文部科学省や日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

検索

（16）日本学生支援機構奨学金 【大学等 / 貸付】

利用できる方

経済的に修学が厳しいと認められた方
※学力基準や家計基準があります。

【対象となる学校種】
大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校（有利子は4・5年生）、専修学校（専門課程）

【利子】
無利子・有利子（奨学金の種類によって異なります。）

【申請】 現在在籍している学校

【HP】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

【問合せ】（独）日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
平日 9:00 ～ 20:00（土日祝日、年末年始を除く）
※申込みスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。



貸与月額	第一種奨学金（無利子）（※）	20,000 円～ 64,000 円
	第二種奨学金（有利子）	20,000 円～ 120,000 円

※高等専門学校の1～3年生の貸与月額は上記と異なります。

（17）国の教育ローン 【高校・大学 / 貸付】

修業年限が原則3か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

【利子】 有利子年 2.95%
母子家庭、父子家庭の方などは年 2.55%（固定金利令和7年4月現在・保証料別）
※最近の金利はホームページでご確認ください。

限度額

子ども1人につき上限 350 万円以内
（自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、上限 450 万円）

【HP】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>
申請・返済のシミュレーションができます。

【問合せ】（株）日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター
0570-008656 又は 03-5321-8656



（18）あしなが奨学金 【高校・大学 / 貸付・給付】

保護者（父又は母など）が病気や災害（道路上の交通事故を除く。）又は自死（自殺）などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

利用できる方

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 一般財団法人あしなが育英会
0120-77-8565

給付額（月額）	
高校	30,000 円
貸与額（月額）	
大学	40,000 円 又は 50,000 円
大学院	80,000 円
専修・各種学校	40,000 円

（19）交通遺児育英会奨学金 【高校・大学 / 貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与（一部給付あり）します。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

（20）生活福祉資金（教育支援資金）【高校・大学 / 貸付】

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

	使用用途	貸与額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するために必要な経費として	月額 35,000 円～ 65,000 円
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校等に入学するために必要な経費として	500,000 円 以内

【問合せ】 神奈川県社会福祉協議会
045-534-6082

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。
※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。
※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額の 1.5 倍まで貸付可能です。
※他制度による貸付が可能な場合には、他制度の活用が優先となります。

（21）高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

（再掲）P31 参照

（22）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修業資金等）

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課にお問い合わせください。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。



奨学金等一覧

制度名	高校		大学		用途	成績要件	所得要件	種類	貸与額・給付額	
	国公立	私立	国公立	私立						
母子・父子・寡婦福祉資金 (就学支度資金・修学資金) 記載 P48	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	なし	貸与型	入学金 月額	64,300円～590,000円 27,000円～183,000円
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除 記載 P49	● (市立)				入学選考料、入学科、授業料	なし	あり			
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 記載 P49	● (県立)				入学検定料及び入学科、授業料及び受講料	なし	あり			
川崎市高等学校奨学金 (入学支度金) 記載 P49	●	●			入学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 私立	45,000円 70,000円
川崎市高等学校奨学金 (学年資金) 記載 P50	●	●			修学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立(年額) 私立(年額)	1年生 36,000円 2年生 61,000円 3年生 46,000円 1年生 60,000円 2年生 85,000円 3年生 70,000円
神奈川県高等学校奨学金 記載 P50	●	●			教育資金	なし	なし	貸与型	<1学年(新入生に限る)> 国公立(月額) 10,000円～30,000円 私立(月額) 10,000円～50,000円 <2学年以上> 国公立(月額) 10,000円～20,000円 私立(月額) 10,000円～40,000円 ※2学年以上で要件を満たし、希望する場合は、10,000円の加算制度あり	
高等学校等就学支援金 / 高校生等臨時支援金 記載 P50	●	●			授業料	なし	なし	給付型 ※ただし、 学校が受領し 授業料に充当	<市立・県立> 授業料と同額 <私立> 年額 118,800円～396,000円	
私立高等学校等生徒学費補助金 記載 P51		● (県内)			入学金、授業料	なし	あり	給付型	入学金 授業料(年額)	100,000円～211,000円 72,000円～349,200円
神奈川県高校生等奨学給付金 記載 P51	●	●			授業料以外の教育に必要な経費	なし	あり	給付型	国公立 私立	32,300円～143,700円 52,100円～152,000円
高等学校等学び直し支援金 記載 P52	●	●			授業料	なし	なし	給付型 ※学校が 受領し授業料 に充当	<市立・県立> 授業料と同額 <私立> 年額 118,800円～297,000円	
川崎市大学奨学金 記載 P53			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	38,000円
高等教育の修学支援新制度 記載 P53			●	●	修学に関する資金	あり	あり	給付型	記載ページをご覧ください。	
日本学生支援機構奨学金 (第一種) 記載 P54			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000円～64,000円
日本学生支援機構奨学金 (第二種) 記載 P54			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000円～120,000円
国の教育ローン 記載 P54	●	●	●	●	受験料、入学金、授業料、定期代等	なし	あり	貸与型	生徒1人につき上限350万円以内 (一定の要件に該当する場合のみ 上限450万円)	
あしなが奨学金 (保護者が亡くなっている又は 障害をお持ちの家庭が対象) 記載 P54	●	●	●	●	修学に関する経費	なし	あり	貸与型・ 給付型	記載ページをご覧ください。	
交通遺児育英会奨学金 (保護者が交通事故により 死亡又は重度後遺障害となった 家庭の子どもが対象) 記載 P55	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	あり	貸与型 (一部給付あり)	高校月額 大学月額 大学院 月額 専修・各種月額	20,000円～40,000円 (うち一律10,000円は給付) 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付) 50,000円～100,000円 (うち一律20,000円は給付) 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付)
生活福祉資金 (教育支援資金) 記載 P55	●	●	●	●	<就学支度費> 新入学時にのみ必要な経費 (入学金、制服代など) <教育支援費> 就学するのに必要な経費 (授業料、施設設備費、 教材費、通学交通費など)	なし	あり	貸与型	<就学支度費> 500,000円以内 <教育支援費月額> 35,000円～65,000円 (校種により異なる) ※教育支援費は、特に必要と認める場合、 上記貸付額(月額)の1.5倍まで貸付可能	

返済 期間	利子	備考	申請時期	申請窓口	制度問合せ先
10年	無利子	高等教育の修学支援新制度と併給する場合の 限度額あり	原則進学前	各区 児童家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
			【入学選考料・入学科】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269
			【入学検定料・入学科】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
		高校入学前に支給 併給制限なし	進学前 ※中学3年生の 11月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		併給制限なし	進学後 ※毎年6月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
貸付期間 の4倍以 内の期間	無利子	併給制限なし 連帯保証人が原則2人必要	進学後 ※中学3年次に 申込み予約採用あり	在学している 高校	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	在学している高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793 ※県外の私立高校等の場合は、学校か、 所在地の都道府県庁に確認してください。
		高等学校等就学支援金との併用可	進学後	現在在学して いる高校等	現在在学している高校等又は 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	在学している 高校等ただし、 県外学校の場 合は、制度問 合せ先に申請	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	入学した高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
10年	無利子	併給制限なし ただし、審査時に考慮する場合がある。	進学後 ※毎年6月中旬に 大学経由で申込 (対象は1年生のみ)	在学している 大学	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
条件によっ て異なる	無利子	日本学生支援機構奨学金(貸与型)との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校 又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
条件によっ て異なる	有利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校 又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
最長20年	有利子	日本学生支援機構との併用も可能 郵送やインターネットで申込み可能	いつでも (受験前可)	日本政策 金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656 又は 03-5321-8656
20年	無利子	併給制限なし 保護者が亡くなっているか障害をお持ちの家庭	進学前 進学後	あしなが 育英会	あしなが育英会 0120-77-8565
20年	無利子	併給制限なし	進学前予約、 進学後とも4月～1月	公益財団法人 交通遺児 育英会	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
20年以内	無利子 ※延滞 利子有	必要な資金を他から借り受けることが困難な 低所得世帯が対象 原則として就学者が借受人、親権者のうち、生計中 心者が連帯借受人 連帯保証人は原則として不要 他制度優先(母子父子寡婦福祉資金、神奈川県高 等学校奨学金、日本学生支援機構(第一種)給付型) ※無利子の奨学金等との併用利用が可能(要相談)	進学前 進学後 (就学支度費は 原則進学前)	各区社会福祉 協議会	各区社会福祉協議会 ●川崎区 044-246-5500 ●幸区 044-556-5500 ●中原区 044-722-5500 ●高津区 044-812-5500 ●宮前区 044-856-5500 ●多摩区 044-935-5500 ●麻生区 044-952-5500

4 学習サポート・生活習慣習得支援

(1) ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学3年生～中学3年生を対象に、安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣の定着から高校受験に向けた対策までの個別型の学習サポート・模試受験料の補助等を行っています。

利用できる方

川崎市内に居住するひとり親家庭等の小学生(3～6年生)及び中学生

【実施時間】

小学生 17:00～18:00、中学生 18:30～20:30

※実施場所により時間が異なる場合があります。

【実施場所】

市内17か所で実施しています(詳細は川崎市HPに掲載)

【申込方法】 川崎市HPからオンラインで申込できます。(川崎市HP内で検索)
(見学の申込も可能です。)

ひとり親 学習支援

検索

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにお問合せください。



日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について		緊急	
すまいの相談窓口	P60	母子緊急一時保護事業	P60
かながわ外国人すまいサポートセンター	P17		
新たに住居の確保をしたい			
<u>公営住宅等住居</u>		<u>保証人がいない</u>	
市営住宅	P60	居住支援制度	P60
県営住宅	P60	<u>金銭面等に不安がある</u>	
母子生活支援施設	P13	住居確保給付金	P61
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P25

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44	家事援助サービス（シルバー人材センター）	P63
------------------------------	-----	----------------------	-----

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（生活支援講習会）	P63		
------------------------------	-----	--	--

4 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会（（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会）	P63	シングルマザーのための「ひまわりフェスタ」（相談会&交流会） （川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21））	P63
------------------------	-----	--	-----

5 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧（P64）を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。



1 住まいのこと

(1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口

【開所時間】 8:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29 ～ 1/3)

【所在地】 川崎区砂子 1-2-4 川崎市住宅供給公社内 2 階窓口

【問合せ】 044-244-7590

※窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

イ：かながわ外国人すまいサポートセンター (再掲) (外国人の方) P17 参照

(2) 公営住宅

ア：市営住宅

市営住宅では、年 4 回 (6 月・9 月・12 月・3 月) 入居者の募集を行っております。20 歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居スケジュール等のご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当 045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする母子等を母子生活支援施設に保護します。また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係

(4) 母子生活支援施設

(再掲) P13 参照

(5) 居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

● 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。

● 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

利用できる方

ひとり親世帯 (市内在住で、20 歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方)

【利用料等】 2 年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の 35% を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。また、2 年間の特約付火災保険に加入していただきます。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局住宅整備推進課 044-200-2997

利用できる方

①給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方

②自立した生活ができる方

③原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

(6) 住居確保給付金

【家賃補助】
離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

利用できる方

①申請時、離職・廃業後 2 年以内 (要件に当てはまる場合は最大 4 年以内) または、給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

②離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方

③申請日の属する月における申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22 歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。

● 単身世帯: 8.4 万円に家賃額 (5.37 万円が上限) を加算した額 ● 3 人世帯: 17.2 万円に家賃額 (6.98 万円が上限) を加算した額 ● 2 人世帯: 13.0 万円に家賃額 (6.4 万円が上限) を加算した額 ● 4 人世帯以上はお問合せください。

④申請日における、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。

● 単身世帯: 50.4 万円 ● 2 人世帯: 78 万円 ● 3 人世帯以上: 100 万円

⑤公共職業安定所等へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

⑥住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方 (賃貸住宅に入居している方)

⑦自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていないこと。

⑧申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

※詳細はお問合せください。

【転居費用補助】

離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

利用できる方

- ①だい JOB センターで実施する家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる方
1. 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれる方
2. 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる方
- ②申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（世帯収入額）著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方
- ③申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である方
- ④申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していた方
- ⑤申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。
- 単身世帯：8.4 万円に家賃額（5.37 万円が上限）を加算した額

● 3 人世帯：17.2 万円に家賃額（6.98 万円が上限）を加算した額

● 2 人世帯：13.0 万円に家賃額（6.4 万円が上限）を加算した額

● 4 人世帯以上はお問合せください。
- ⑥申請日の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が次の金額以下であること。
- 単身世帯：50.4 万円

● 2 人世帯：78 万円

● 3 人世帯以上：100 万円
- ⑦自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ※詳細はお問合せください。

【相談・申請】 だい JOB センター（川崎市生活自立・仕事相談センター） 044-245-5120

（7）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

（再掲）P25 参照

2 家事に関すること

（1）ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

（再掲）P44 参照

（2）家事援助サービス（シルバー人材センター）

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

3 生活支援講座に関すること

（1）母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（生活支援講習会）

養育費セミナーやヨガ、フラダンスなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

4 シングルマザーの仲間づくり

（1）つくし会（（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会）

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称で、母子家庭等の自立促進・生活安定のために、お互いに助け合い、励まし合いながら活動している団体です。会員同士の交流が盛んで、親子で参加できる交流会や遠足等、年間を通して様々なイベントを企画しています。

川崎市 つくし会

検索

【入会方法】 ● 入会申込書と会費（800 円）を添えて、直接事務局へ申込み
● 入会申込書と会費（切手 84 円× 10 枚）を添えて、事務局へ郵送で申込み
● お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員（お問い合わせください。）へ申込み

【問合せ】 （一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

（2）シングルマザーのための「ひまわりフェスタ」（相談会＆交流会）
（川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21））

現在シングルマザーの方、またはこれからシングルマザーになるかもしれない方を対象に、仕事のこと、子どものこと、時間やお金のことなどの悩みの解決に役立つ相談会や情報提供を行い、その後、参加者同士が情報交換をできる交流会を行います。（保育付）

【問合せ】 川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21） 044-813-0808

[illegible]

法律關係

市外局番：044

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
弁護士相談	各区役所での弁護士による法律問題全般の相談 親権、養育費等に関する相談 (面談のみ、離婚によりひとり親家庭となる予定の方も相談可)	サンキューコールかわさき 200-3939 母子・父子福祉センター サン・ライヴ 記載 P11	左記にお問い合わせください。 毎月第 2 金 17:00 ～ 20:00 毎月第 4 金曜 (11 月は除く) 【偶数月】10:00 ～ 11:30 【奇数月】13:30 ～ 15:00
女性弁護士による法律相談	離婚・相続・職場内でのセクハラ (性的いやがらせ) や不当解雇など、女性が出会う法律にかかわる問題についての相談 (面接・電話)	ハロー・ウィメンズ 110 番 811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	13:15 ～ 15:45 (予約制) 【偶数月】第 1 日・第 3 木 【奇数月】第 1・第 3 木
法律相談	困りごとに応じた法制度や手続きについての案内	法テラス川崎 記載 P12	9:00 ～ 17:00 (土、祝日除く)
養育費・親子交流 (面会交流)	養育費の取り決めや請求、親子交流 (面会交流) の取り決め等に関する相談	養育費・親子交流相談 支援センター 記載 P12 FPIC 横浜ファミリー相談室 記載 P12	平日 (水を除く) 10:00 ～ 20:00 水 (祝日を除く) 12:00 ～ 22:00 土・祝日 10:00 ～ 18:00 10:00 ～ 16:30 (土日、祝日除く)

子育て・教育のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
女性コーナー (妊産婦等健康相談)	女性のライフサイクルに沿った、心や体の健康に関する相談 (妊娠中、出産、不妊、不育、思春期、更年期等)	各区域域まもり支援センター 地域支援課 (地区支援)	8:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
産後の健康相談	産後のお母さんの健康の確認と相談	記載 P66	左記にお問い合わせください。
妊娠・出産 SOS	思いがけない妊娠や出産への不安で戸惑っている方 誰にも相談できずに悩んでいる方への相談	川崎市助産師会 750-0110	14:00 ～ 17:00 (月・水・金)
育児相談	0 歳から就学前のお子さんの健康や育児についての相談		
幼児相談	心理相談員による 1 歳から就学前のお子さんの言葉や社会性、 親子関係についての相談		
乳幼児特別相談	0 歳から就学前のお子さんの疾病や発達上の相談	各区域域まもり支援センター 地域支援課 (地区支援)	記載 P66
アレルギー相談	医師等による 0 歳から就学前のお子さんのアレルギー疾患など に関する相談		8:30 ～ 17:00 実施日は左記に お問い合わせください。
母子保健相談	育児での不安や悩みごと、産後の母子の健康等についての相談		
乳幼児歯科相談	0 歳から就学前のお子さんのお口のケアに関する相談	歯科保健南部担当 (川崎区・幸区・中原区) 201-3182 歯科保健北部担当 (高津区・宮前区・多摩区・麻生区) 935-5397	
	小学生以上の発達障害またはその疑いのある方の心身や家庭・ 社会生活・就労などの相談	発達相談支援センター 246-0939 (新規相談専用)	9:00 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
発達相談	18 歳未満のお子さんとその保護者を対象とする発達に関する 相談	子ども発達・相談センター きっずサポート かわさき (川崎区) 589-4667 さいわい (幸区) 276-7127 なかはら (中原区) 789-5948 たかつ (高津区) 874-2361 みやまえ (宮前区) 863-7505 たま (多摩区) 299-6818 あさお (麻生区) 281-3900	8:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
		南部地域療育センター (川崎区・幸区) 211-3181	8:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
療育相談	18 歳未満のお子さんの知的障害や身体障害等に関する相談や、 その疑いのあるお子さんについての相談	中央療育センター (中原区・高津区) 754-4559 川崎西部地域療育センター (宮前区・多摩区の一部) 865-2905	平日および第 2・第 4 土曜日 8:30 ～ 17:00 (日、祝日除く)
		北部地域療育センター (麻生区・多摩区の一部) 988-3144	8:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
		総合リハビリテーション推進センター (川崎区・幸区・中原区・高津区) 223-6973	9:00 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
医療的ケア児・者等相談	医療的ケアが必要なお子さん等とそのご家族を対象とした相談	地域相談支援センターそれいゆ (宮前区・多摩区・麻生区) 281-0037	
子ども・子育て相談	0 歳から 18 歳未満のお子さんの家庭での生活、就園、就学、 学校生活等の相談	各区域域まもり支援センター 地域支援課 (地区支援)	記載 P66
児童相談	0 歳から 18 歳未満のお子さんの養育、虐待、非行、不登校の相 談	各児童相談所	記載 P14
児童虐待相談	0 歳から 18 歳未満のお子さんの虐待についての電話相談	児童虐待防止センター 0120-874-124	24 時間
教育相談	小学生から高校生までの学校での学習、友人関係、いじめ、 不登校、進路等の相談	教育委員会教育相談室 200-3288・200-3289 総合教育センター塚越相談室 541-3633 総合教育センター溝口相談室 844-3700	9:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く) 9:00 ～ 18:00 (年末年始を除く) 9:00 ～ 16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)
思春期保健相談	思春期の身体や性に関する相談	各区域域まもり支援センター 地域支援課 (地区支援)	記載 P66
思春期精神保健電話相談	概ね 16 歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談	総合リハビリテーション推進センター 201-3242	8:30 ～ 12:00 (土日、祝日除く) 13:00 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
電話相談ホットライン	小学生から高校生までの体罰や先生との関係についての相談	教育委員会教育相談室 200-3289	9:30 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
24 時間子供 SOS 電話相談	小学生から高校生までのいじめ問題やその他子どもの SOS 全般	総合教育センター 522-3293	24 時間
児童・青少年電話相談	いじめ、不登校、非行、対人関係等の相談	542-1567	9:00 ～ 20:00 (土日、祝日除く)

仕事のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
求人・就職	母子・父子・寡婦の就職、転職、資格取得に関する相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ 	記載ページをご覧ください。
	一般の人の求人・求職	ハローワーク 	記載ページをご覧ください。
	福祉関係の仕事希望する方の求人・求職	川崎市社会福祉協議会福祉人材バンク 	記載ページをご覧ください。
	就職相談・職業紹介	キャリアサポートかわさき 	記載ページをご覧ください。
	働くことに不安を抱えている 15 歳～ 49 歳の方と その家族の相談	コネクションかわさき (かわさき若者サポートステーション) 	記載ページをご覧ください。
	失業等により生活にお困りの方の相談	だい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター) 	10:00 ～ 18:00 (土日、祝日除く)
	女性の働き方やしごとに関する相談	川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21) 813-0808 	毎月第 2・第 4 水、第 1・第 3 土 1 日つぎ 4 枠 (祝日、 年末年始を除く) 左記にお問合せください。

住居関係

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
住まいのこと	住まい探し等に関わる相談	すまいの相談窓口	記載 P60 8:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
	外国人の方の相談	かながわ外国人すまいサポートセンター	記載 P17 10:00 ～ 17:00 (土日、祝日除く)
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいい JOB センター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	記載 P13 10:00 ～ 18:00 (土日、祝日除く)

その他

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
生活相談	母子・父子・寡婦のための生活相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ 記載 P11	記載ページをご覧ください。
生活相談 (外国人の方)	多言語による生活のお困りごとへの相談	多文化共生総合相談ワンストップセンター (川崎市国際交流センター) 455-8811 記載 P17 かわさき多文化共生プラザ (川崎市役所南庁舎) 200-1520	記載ページをご覧ください。
女性のための電話相談	匿名による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ 110 番 811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	日 12:00～17:00/月・火・水・木 10:00～15:00/金 15:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)
女性のための面接相談	女性相談員による女性の様々な悩みに対する相談	ハロー・ウィメンズ 110 番 811-8600 実施者：川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	予約制 左記にてご相談ください。 (祝日、年末年始を除く)
男性のための電話相談	男性相談員による男性の様々な悩みへの相談	男性のための電話相談 814-1080 実施者：川崎市男女共同参画センター (すくらむ 21)	水 18:00～21:00 (祝日、年末年始を除く)
こころの電話相談	こころについての悩み相談全般	こころの電話相談 専用電話 246-6742	9:00～21:00 (12/29～1/3 は 9:00～17:00)
人権・権利の相談	男女平等にかかわる人権の侵害の相談	川崎市内権オンブズパーソン 200-1461 記載 P16	月・水・金 13:00～19:00 土 9:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	子どもの権利の侵害に関する相談	川崎市内権オンブズパーソン 200-1460 記載 P16	月・水・金 13:00～19:00 土 9:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)
	人権に関する様々な相談	かわさき人権相談 200-2359	【電話】 8:30～12:00/ 13:00～17:15 (土日、祝日除く)
		横浜地方法務局川崎支局 244-4166 各区役所地域振興課 記載 P66	※メールでも受け付けています。 月～金 8:30～17:15 (祝日除く) 左記にお問合せください。
DV 相談	配偶者等からの暴力 (DV/ドメスティック・バイオレンス) の被害に関する相談	川崎市 DV 相談支援センター 200-0845 記載 P17	月～金 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く)
障害のある方の相談	暮らし・仕事・健康・住居等、様々な問題に関する相談	各障害者相談支援センター	各区地域まもり支援センター高齢・障害課に お問合せください。
戸籍に記載されていない方の相談	無戸籍の子を戸籍に記載するための手続きに関する相談	横浜地方法務局川崎支局 244-4166	左記にお問合せください。

いざというときの連絡先

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間
	夜間、子どもの体調のことで判断に迷った場合、 対処法や医療機関受診の必要性等の相談 急な病気やけがをした場合、救急車を呼ぶべきか、 受診できる病院・診療所はどこかなどを相談 これらから受診できる市内医療機関の案内 (歯科を除く) ※医療相談は対象外です。	かながわ小児救急ダイヤル # 8000 ダイヤル回線・IP 電話等 050-3490-3742 かながわ救急相談センター # 7119 ダイヤル回線・IP 電話等 045-232-7119 または 045-523-7119 川崎市救急医療情報センター 739-1919 (オペレーター対応)	毎日 18:00 ～ 翌 8:00 24 時間 365 日 24 時間 365 日
医療	休日(夜間)の初期診療(内科・小児科) ※専門的な治療が必要な場合は、別の医療機関を 案内することがあります。 ※投薬は原則 1 日分のため、翌日ごかかりつけ医 等で受診してください。 ※怪我等の外科的処置は行っておりません。	川崎休日急患診療所 (川崎区富士見 1-1-1) 211-6555 幸休日急患診療所 (幸区戸手 2-12-12) 555-0885 中原休日急患診療所 (中原区小杉町 3-26-7 医師会館 2 階) 722-7870 高津休日急患診療所 (高津区溝口 5-15-5) 811-9300 宮前休日急患診療所 (宮前区東有馬 2-13-3) 853-2133 多摩休日夜間急患診療所 (多摩区登戸 1775-1) 933-1120 麻生休日急患診療所 (麻生区万福寺 1-5-3) 966-2133	日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00 日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00 日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00 日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00 日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00 ※内科は毎日 18:30～22:30 も受付 日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30/13:00～16:00
		南部小児急病センター (市立川崎病院内) 233-5521 ※要事前連絡 中部小児急病センター (日本医科大学武蔵小杉病院内) 733-5181 北部小児急病センター (多摩休日夜間急患診療所内) 933-1120	平日 17:00～翌朝 8:30 土日祝日・年末年始(12/29～1/3) 24 時間 毎日 18:30～23:00
		歯科医師会館診療所(川崎区砂子 2-10-10) 819-4494 中原歯科保健センター(中原区小杉町 2-288-4) 733-1248 百合丘歯科保健センター(麻生区高石 4-15-5) 966-2261	毎日 18:30～翌朝 5:30
			ゴールデンウィーク(5/3～5/5)・ 年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

市外局番：044		
区役所・支所名	担当	電話番号
川崎区役所	区民課（住民記録第 1 係）	201-3143
	区民課（住民記録第 2 係）	201-3141
	区民課（住民記録第 3 係）	201-3145
	保険年金課（国民健康保険担当）	201-3151
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	201-3277
	保険年金課（国民年金係）	201-3155
	地域振興課（相談情報担当）	201-3135
	児童家庭課	201-3287
	保護課	201-3218
	高齢・障害課（障害者支援係）	201-3215
	高齢・障害課（精神保健係）	201-3213
	地域支援課（地区支援係）	201-3214
	地域支援課（地域サポート係）	201-3206
幸区役所	区民課（住民記録第 1 係）	556-6616
	区民課（住民記録第 2 係）	556-6615
	区民課（住民記録第 3 係）	556-6617
	保険年金課（国民健康保険担当）	556-6620
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	556-6721
	保険年金課（国民年金係）	556-6621
	地域振興課（相談情報担当）	556-6608
	児童家庭課	556-6688
	保護課	556-6723
	高齢・障害課（障害者支援係）	556-6654
	高齢・障害課（精神保健係）	556-6695
	地域支援課（地区支援係）	556-6648
	地域支援課（地域サポート係）	556-6693
中原区役所	区民課（住民記録第 1 係）	744-3175
	区民課（住民記録第 2 係）	744-3172
	区民課（住民記録第 3 係）	744-3185
	保険年金課（国民健康保険担当）	744-3201
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	744-3204
	保険年金課（国民年金係）	744-3206
	地域振興課（相談情報担当）	744-3153
	児童家庭課	744-3197
	保護課	744-3291
	高齢・障害課（障害者支援係）	744-3265
	高齢・障害課（精神保健係）	744-3297
	地域支援課（地区支援係）	744-3261
	地域支援課（地域サポート係）	744-3268
高津区役所	区民課（住民記録第 1 係）	861-3163
	区民課（住民記録第 2 係）	861-3161
	区民課（住民記録第 3 係）	861-3165
	保険年金課（国民健康保険担当）	861-3174
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	861-3175
	保険年金課（国民年金係）	861-3176
	地域振興課（相談情報担当）	861-3141
	児童家庭課	861-3250
	保護課	861-3254
	高齢・障害課（障害者支援係）	861-3252
	高齢・障害課（精神保健係）	861-3309
	地域支援課（地区支援係）	861-3315
	地域支援課（地域サポート係）	861-3259



※大師・田島支所で取り扱っていた窓口業務は、証明書発行業務等一部を除き、令和 7 年 1 月 6 日に川崎区役所に移りました。
詳細は川崎区ホームページをご参照ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000153321.html>

市外局番：044		
区役所・支所名	担当	電話番号
宮前区役所	区民課（住民記録第 1 係）	856-3144
	区民課（住民記録第 2 係）	856-3141
	区民課（住民記録第 3 係）	856-3147
	保険年金課（国民健康保険担当）	856-3156
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	856-3159
	保険年金課（国民年金係）	856-3154
	地域振興課（相談情報担当）	856-3132
	児童家庭課	856-3258
	保護課	856-3241
	高齢・障害課（障害者支援係）	856-3304
	高齢・障害課（精神保健係）	856-3262
	地域支援課（地区支援係）	856-3302
	地域支援課（地域サポート係）	856-3308
多摩区役所	区民課（住民記録第 1 係）	935-3154
	区民課（住民記録第 2 係）	935-3152
	区民課（住民記録第 3 係）	935-3156
	保険年金課（国民健康保険担当）	935-3164
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	935-3328
	保険年金課（国民年金係）	935-3165
	地域振興課（相談情報担当）	935-3143
	児童家庭課	935-3297
	保護課	935-3289
	高齢・障害課（障害者支援係）	935-3302
	高齢・障害課（精神保健係）	935-3324
	地域支援課（地区支援係）	935-3264
	地域支援課（地域サポート係）	935-3101
麻生区役所	区民課（住民記録第 1 係）	965-5122
	区民課（住民記録第 2 係）	965-5121
	区民課（住民記録第 3 係）	965-5123
	保険年金課（国民健康保険担当）	965-5189
	保険年金課（後期・介護・医療費助成担当）	965-5188
	保険年金課（国民年金係）	965-5153
	地域振興課（相談情報担当）	965-5119
	児童家庭課	965-5158
	保護課	965-5345
	高齢・障害課（障害者支援係）	965-5159
	高齢・障害課（精神保健係）	965-5259
	地域支援課（地区支援係）	965-5157
	地域支援課（地域サポート係）	965-5160

ひとり親応援メルマガや子育てアプリは裏表紙からご登録ください！

川崎市 ひとり親家庭のために

検索

支援内容をカテゴリーごとに掲載しています。離婚について考えている方に向けた情報も掲載しています。

カナ・カモミール

検索

主に神奈川県内のひとり親家庭を対象に、行政等の支援情報を掲載しています。

川崎市母子・父子福祉センター

検索

(母子・父子福祉センターサン・ライヴ)
就業支援や各種セミナー、法律相談等の情報を掲載しています。

あなたの支え

検索

(こども家庭庁)
ひとり親家庭の暮らしを応援するための情報や、お悩みFAQ、体験談等を掲載しています。



川崎市ひとり親応援メルマガ・SNS

ひとり親家庭の方に役立つ様々な支援施策や情報を随時配信しています。ぜひご登録ください。

手続きのお知らせのほか、こども食堂や食料支援、お楽しみイベントの告知など様々な情報を配信します！

【メルマガ】



【X (旧 Twitter)】



【LINE】



【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672



かわさき子育てアプリ

市公式のスマートフォン向けアプリ「かわさき子育てアプリ」で子育てに関わる情報を発信しています。

二次元コードの読み取りのできない方は、「App Store」、「Google play」で「かわさき子育てアプリ」と検索し、ダウンロードすることもできます。

【iPhone】



【Android】



かながわひとり親家庭相談 LINE

神奈川県では、県内にお住まいのひとり親家庭の方向けの相談窓口を開設しています。ご相談は匿名でも可能です。

二次元コードの読み取り、又はLINEアプリの「友だち検索」のID検索画面で、「@kana_hitorioya」で検索して追加してください。

【LINE】

